

令和4年玉村町議会第3回定例会会議録第2号

令和4年9月2日（金曜日）

議事日程 第2号

令和4年9月2日（金曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	羽鳥光博君	2番	堀越真由子君
3番	松本幸喜君	4番	新井賢次君
5番	小林一幸君	6番	月田均君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	高橋茂樹君	10番	浅見武志君
11番	宇津木治宣君	12番	笠原則孝君
13番	石内國雄君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	萩原保宏君
教育長	角田博之君	総務課長	齋藤善彦君
企画課長	大堀泰弘君	税務課長	丸山智志君
健康福祉課長	岩谷孝司君	子ども育成課長	中野利宏君
住民課長	重田勢津子君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	舩田昌子君
学校教育課長	根岸真早子君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	局長補佐	関根伸行
--------	-----	------	------

○開 議

午前9時開議

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、3番松本幸喜議員の発言を許します。

〔3番 松本幸喜君登壇〕

◇3番（松本幸喜君） 議席番号3番の松本幸喜です。よろしく申し上げます。

それでは、一般質問の通告書に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。まず第1に、コロナ禍における学校行事と不登校児童、生徒に対する対応について伺いたいと思っております。コロナ禍によって教育環境に大きな変化がありました。そのため、多くの学校行事が実施できない、または縮小せざるを得ない状況が続いています。そこで、次の2点について伺います。

学校行事が十分に行えなかったことに対してどのような評価をしているか。また、学校行事の在り方を見直していく考えはあるか。この2点について伺いたいと思っております。

コロナ禍における環境の変化は、子供たちの生活に大きな影響をもたらすものと思われませんが、特に不登校の児童、生徒が心配されるところであります。そこで、次の3点について伺います。

1番が、不登校児童、生徒における顕著な影響が見られるかどうか。

2番、不登校児童、生徒の発生率が中学生になると急激に増加している。その原因はどのような点にあると考えているか。また、その対応策はどのように行われているか。

3番、不登校児童、生徒が通うフリースクール等の民間組織との連携はどのように行われているか。この点について伺いたいと思っております。

2番目として、玉村町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンと総合戦略について伺いたいと思っております。玉村町の人口は年々減り続け、令和3年度だけでも255人の減少が見られました。総務省の人口推移の予測では、玉村町は5年ごとに1,000人から1,500人の減少が予想されています。そこで、次の3つの点について伺います。

1番、玉村町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける取組についてどのような評価をしているか。

2番、安定財源の住民税ですが、住民1,000人の減少は、住民税にするとおおよそ幾らぐらいの減収となるか。

3番、総合戦略については、現在、どのような人口減少対策が行われているか。

以上の3点について伺いたいと思います。

3番目、公園等の公共施設の管理、運営について伺います。北部公園では多くの家族連れでにぎわいを見せています。町の資産を有効に活用するという点で、今後の取組に参考となることが多々あると思われまます。そこで、次の2点について伺います。

北部公園の管理運営状況をどのように評価しているか。また、現状の要因をどのように分析しているか。

2番目として、以下の公園について、管理、運営の状況はどのようになっているか。また、今後の管理、運営については、どのようなビジョンを持っているか。対象として挙げさせていただいたのが、水辺の森公園、東部スポーツ広場、総合運動公園、社会体育館、これらについてのビジョンを伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。松本幸喜議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、コロナ禍における学校行事と不登校児童、生徒に対する対応についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、玉村町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンと総合戦略についてお答えいたします。まず1点目の玉村町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる取組について、どのような評価をしているかにつきましては、同ビジョンでは将来の方向を大きく2つ示しております。

1つ目は、子育てしやすいまちづくりを進めて、合計特殊出生率を徐々に高め、2050年をめどに合計特殊出生率を国が示した長期的に人口を一定に保てる水準である2.10まで上昇させるというものです。この点については、子育て世帯への経済的支援、子育てしやすい環境づくりなどを精力的に進めているところでございます。

2つ目は、継続的な社会増を促すため、今後、若者が就職したくなる雇用の場を創設するとともに、交通の利便性を生かし、周辺都市への通勤通学のしやすさ、住宅の取得しやすさ、子育てのしやすさを整え、若者の転出を抑制し、ファミリー層の転入を促すというものです。雇用の場の創出につきましては、雇用元となる企業の誘致を継続して行ってまいります。住宅の取得につきましては、ファミリー層の転入を促すため、文化センター周辺に住宅団地を分譲するなど、環境整備を整えてまいりました。若者の転出抑制につきましては、引き続き若者が就職したくなる雇用の場を創出することで、進学等で町外へ転出した場合でも、就業に伴って玉村町へ戻ってきてもらえるよう努めてまいります。その評価につきましては、数年で効果が現れるか分かりませんが、これらの取組の効果が最大限に生かされるよう努力を続けることが重要だと捉えております。

続いて、2点目の安定財源の住民税について、住民1,000人の減少は住民税にするとおおよそ

どのぐらいの減収となるかにつきましては、令和3年度の住民税を基礎として、総人口に占める1人当たりの住民税額はおよそ5万円になりますので、計算上の減収見込みは5,000万円ということになります。しかし、10年前に遡り比較いたしますと、人口は約1,300人減少している一方で、住民税は約2億円増加していることもあり、そのときの様々な状況や条件で変動するものと考えられます。

続いて、3点目の総合戦略について、現在どのような人口減少対策が行われているかにつきましては、総合戦略そのものが人口減少への対策と町の発展に向けた道筋を示すことを目的としており、次の4つを大きな政策分野の柱としております。1、地方における安定した雇用を創出する。2、地方への新しい人の流れをつくる。3、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。4、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する。この柱に沿って具体的施策が列挙されていますが、直接人口減少対策となる主立ったところを申し上げますと、1つには、高崎玉村スマートインターチェンジ北地区工業団地への企業誘致、そして空き家の有効活用、そしてもう一つは子育て支援体制の充実などが挙げられ、これらの対策を継続して行っているところでございます。

次に、公園等の公共施設の管理、運営についてお答えいたします。まず、1点目の北部公園の管理、運営状況でございますが、令和3年度より株式会社スポーツプロテクトが指定管理者となり、公園の運営を行っております。最近では、にぎわい向上の変化が見受けられます。連日、多くの利用者でにぎわっており、指定管理者の創意工夫により、ニーズに対応したイベントなどを計画しています。さらに、利用者呼び込むためにSNS等を使い広く告知している状況で、利用者から高く評価されております。このような状況を踏まえ、町としても評価できると考えております。

次に、2点目の水辺の森公園、東部スポーツ広場、総合運動公園、社会体育館の管理、運営の状況ですが、まず水辺の森公園についてですが、管理は現在、町で管理しております。運営については、清掃や除草作業を行う業務委託業者と水辺の森を愛する会の活動で行われております。今後、指定管理者制度の導入等を視野に入れ、調査研究していきたいと考えております。

次に、東部スポーツ広場ですが、指定管理期間が今年度満了し、新年度より新たな指定管理期間が始まるため、現在手続を行っております。利用者や地元住民から親しみやにぎわいのある公園となるよう、指定管理者と町が協力し合い、管理、運営を行っております。

次に、総合運動公園についてですが、総合運動公園は、平成25年度から指定管理者制度を導入し、現在は企業組合群馬中高年雇用福祉事業団が、東部工業団地内運動公園、角淵グラウンドゴルフ場とともに一括して管理、運営を行っており、その指定管理期間は令和3年度から令和7年度となっております。利用者の皆さんに安全で快適に利用していただけるように、芝刈りや利用調整などの日々の管理、運営に努め、スポーツの普及振興を図るとともに町民の健康促進に寄与しております。

最後に、社会体育館についてお答えします。現在、会計年度任用職員1人を含むスポーツ振興室職

員と夜間休日窓口業務、清掃業務、樹木管理業務を行う委託業者により管理、運営をしております。また、各種町民スポーツ大会、教室については、体育協会やスポーツ推進委員会によって開催されております。なお、社会体育館は、令和5年度より指定管理者制度の導入に向けて、現在手続を進めているところであります。指定管理者制度を導入している他の施設同様、民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ってまいります。

総合運動公園、社会体育館ともに町のスポーツ振興の拠点として町民に親しまれ、多くの方々に利用していただき、身近な地域で若者も高齢者も、障害のある人も、ない人も、誰もが気軽にスポーツを楽しむ中で健康増進、地域の活性化、人と人とのつながりなど、スポーツの力を享受することで、今後も町民が健康で生き生きと暮らせる玉村町を目指し、関連施設の管理、運営に努めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） コロナ禍における学校行事への対応についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、子供たちの生活は大きく変化しています。こうした中、これまで玉村町の各学校園では、子供たちの健やかな学びを保障するという観点から、行事をはじめ全ての教育活動を安易に中止することなく、どのようにしたら実施できるかを常に考えて実施してまいりました。実施時期の変更や内容や方法を工夫し、基本的な感染対策を徹底した上で、子供たちの学びを進めてまいりました。自分たちの活動子供たち自身が考え、工夫をして、実践につながった行事もあります。

例えば「自分たちで考える臨海学校」と題して、子供たち同士でアイデアや意見を出し合い、企画、運営して実行した新たな行事も生まれました。また、修学旅行実行委員を中心に子供たちが企画段階から旅行会社と内容や行程を検討している学校もあります。これまで慣例で行ってきた行事や活動から、子供の意見や発想を生かした行事や活動へと変化を遂げており、子供たちが様々な活動や事象を自分事として捉え、当事者意識を持って、今まで以上に主体的に取り組む姿が見られるようになってきています。こうしたことから、子供たちはこれからの予測困難な時代を生き抜くたくましさを身につけてきていると考えています。

今後、新型コロナウイルスが収束した後も、学校行事や教育活動を安易にコロナ禍以前の活動に戻すのではなく、子供たちに本当に必要な行事や教育活動は何か、各行事や教育活動を通してどのような力を身につけるかを教職員と子供たちが一緒になって考え、判断し、学校行事の在り方を抜本的に見直し、新たな学校をつくっていくことが必要であると考えています。

次に、コロナ禍における不登校児童、生徒に対する対応についてお答えします。まず不登校児童、生徒における顕著な影響は見られるかについてですが、感染不安が直接的な原因で不登校となった児童が令和2年度に1名いましたが、令和3年度には登校できるようになっています。しかし、行動制

限や家庭状況の変化等により、大人も子供も心理的な不安を抱える中、様々な要因が重なり、欠席が増えた児童、生徒もいると認識しています。

次に、不登校児童、生徒の発生率と不登校対策についてお答えします。町内の小中学校において、令和3年度に年間30日以上欠席した不登校児童、生徒の人数は、小学校14名で全児童数の0.8%、中学校47名で全生徒数の5.3%となっており、松本議員のご指摘のとおり、中学生で増加傾向にあります。その要因としては、思春期の成長の変化に伴い、友人関係や学習に対する不安、家庭環境等様々で、複合的なものと考えています。

現在、文部科学省から、不登校を問題行動として捉えず、児童、生徒が社会的に自立することを最終目的とすることが示されております。このような観点から、各学校において、学級担任や学年職員をはじめ教育相談担当、養護教諭等を中心にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理や福祉の専門家も積極的に活用し、相談体制を構築して、本人や保護者の気持ちに寄り添った支援を行っています。また、町の不登校児童、生徒の支援施設である教育支援センターふれあいでは、在籍校と連携しながら、学習や体験活動等、社会的自立に向けた支援を行っています。

また、登校はできるものの教室に行くことができない児童、生徒に対しては、学校の教育相談室や保健室、図書室等に本人が安心して過ごせる場所を設定し、本人の話を聞いたり、興味、関心のある学習や活動を支援したりしています。

次に、フリースクール等の民間組織との連携についてお答えいたします。現在、町内の学校に在籍し、民間のフリースクール等に通っている児童、生徒が数名おります。玉村町では、在籍校の校長と教育委員会が当該施設を訪問し、活動を参観したり情報交換を行ったりしています。また、定期的に本人と保護者が在籍校で教職員と面談を行っています。今後も民間のフリースクール等と連携し、子供たちの自立に向けた学習や活動の支援について研究してまいりたいと考えております。子供たちが自立する力と共生する力を身につけ、将来の社会的自立に向けた基盤を築くことが何よりも重要です。

玉村町の各学校では、不登校児童、生徒一人一人の支援とともに、子供たち主体の個別最適な学びや協働的な学びに向けた授業改善や、たまむらドリームプランとして特色ある教育活動の充実に取り組んでいます。子供たち一人一人が自分の夢や希望の実現に向けて生き生きと学ぶ、魅力ある学校づくりを教育委員会として全力で支援してまいります。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 学校行事を安易に元に戻すのではなく、抜本的な見直しが必要であるという認識を示されたことに対しては、大変ありがたいというふうに思います。学校行事なのですけれども、新しい学力観で様々な取組の仕方がされているとは思いますが、そのために必要なものというのはどうしても、教員もそうですし、生徒もそうなのですけれども、その置かれた時間、この時間をいかに確保するかというのが非常に重要かと思えます。そういう意味でも、学校行事の量的な

ものがどのような形で今後考えているのか、質問したいと思うのですけれども、よろしくお願ひします。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） お答えいたします。

学校行事の量的なものについてですけれども、教育長の答弁にもありましたように、学校行事は本当に様々な体験活動というものが多くなってきておりますけれども、確かに子供たちの体験によって学ぶことというのはたくさんあるのですけれども、自立する力、また共生する力、この力を身につけて自己実現につなげるために本当に必要なことというところの原点に戻って抜本的に見直して、学校行事に本当に必要で、子供たちに身につける力、そこをよく照らし合わせた上で行事を精選したり、統合したり、または新しい形に変えたりということを教職員と子供たちと相談しながら絞っていくと、いいですか、本当に必要なところを考えて、量的なものも調整していくことが必要かなというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 私もそのようにぜひお願いしたいと思っています。私の個人的な経験でも、特に2学期、行事が集中する季節、自分の目の前の行事を行いながら、次の週の行事の準備をし、その次の週の計画を立て、会議をしというようなことの連続なのです。一つ一つだけ見れば、それほど大きなものではないですけれども、それが波状攻撃のように毎週毎週繰り返されていく。学校の年間計画を見ると、ほとんど会議ですとか、行事ですとか、そういったもので埋まってしまっているという現状がありますので、最近、教員の多忙化というのがよく指摘されますけれども、最終的に計画された行事を全てこなすのは生徒なのです。子供たちなのです。だから、子供たちの多忙化というものも結構深刻なものがあるかな。行事をこなすだけで、本来の目的というのが意識されなくなってしまう。そういうことがないようにぜひ計画をして、量的なものも含めた計画がされるといいかなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

不登校児童については、他市町村に比べると大変少ない、低く抑えられているとは思うのですけれども、中学校の5.3%というのは、例えばクラスにどのぐらいの割合でいるという形になるでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 学年等にも人数の差がありますがけれども、平均しますと2人から3人程度ということになります。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

[3番 松本幸喜君発言]

◇3番(松本幸喜君) 1クラスに2人から3人ということですか。

◇議長(石内國雄君) 学校教育課長。

[学校教育課長 根岸真早子君発言]

◇学校教育課長(根岸真早子君) 全体的に全部のクラスにいるかというのと、そういうことではないのですけれども、平均しますと2人ぐらいの計算になると思います。

◇議長(石内國雄君) 3番松本幸喜議員。

[3番 松本幸喜君発言]

◇3番(松本幸喜君) 不登校からひきこもりになる事例というのが、結構高い割合でいるかと思うのです。その生徒の人生といいますか、一生に関わるもので、不登校になったからといって社会復帰できないというわけでは全くなくて、社会ですごく活躍している人の中にも小中学校のとき不登校だったというような方はたくさんいらっしゃいます。一過性の場合もありますし、継続的にひきこもりのような状態になってしまうと、その子の人生だけでなく、家族全員巻き込まれるような形で、非常に大きな課題になってくるかと思うのです。

ぜひ不登校対策というのを具体的に行っていただきたいなと思っているのですけれども、先日の調査のときに南中に行かせていただいたのですけれども、そのときに図書室を利用して、そういった、ちょっと教室を離れたい、授業をちょっと離れたいというような子たちがいられる場をつくっていたのですけれども、その効果といいますか、それはどのような形で現れているか、もしありましたらお願いします。

◇議長(石内國雄君) 学校教育課長。

[学校教育課長 根岸真早子君発言]

◇学校教育課長(根岸真早子君) 集団の中のいろいろな刺激等が苦手なお子さんの中にはいらっしゃいます。友達との関わりを楽しんでいる場面もありますけれども、時には一人でゆっくりと気持ちを落ち着かせたいというお子さんもいらっしゃいますので、そういった意味では、図書室の一角に落ち着く場所があって、そこで少し自分の気持ちを整えて、本を読んだり、考え事したりしながら、時には相談担当と一緒に話を聞いたりして、気持ちをリセットして、また教室に戻るといったような子供たちがおります。そういった子供たちが、そのリセットの時間があることで、また教室で自分の力を発揮できるといったようなことがございます。

◇議長(石内國雄君) 3番松本幸喜議員。

[3番 松本幸喜君発言]

◇3番(松本幸喜君) 今の特別支援教育というのが、ともすると特別支援学級のみを対象にしたような制度のように捉えられがちなのですけれども、通常の学級の中にも様々な生徒がいて、配慮、支援をしていく必要のある生徒がたくさんいます。当初の計画だと、特別支援学級ではなくて特別支援

教室だったのです。その範囲が非常に広くて、出入りが自由にできるような場、そういう場所の設定というような意向だったのですけれども、在籍の籍、どこに所属するかというところでいろいろあって今のような形になってしまったのですけれども、そこに代わるような場所の設定というのが、そういう形で具体的に加味されて運営されているということは、全く教室的なものではないにしても、子供たち、生徒がちょっとエスケープできるというか、それが許される場所があるということだけでも重要なのかな。それが不登校傾向にある子の歯止めになれば、すごくいい取組ではないかな。こういった具体的なものを、どちらかというところ、対策といっても言葉で終わってしまうことが多いわけですが、そういう具体的な対策というものがもっと図られていく。そんなに大きなものでなくてもいいと思うのですけれども、そういったものがこれからもっと広まっていくといいかなというふうに思っています。

あと、フリースクール等の民間組織との連携なのですから、個別の教育支援計画ですとか、そういうものがいろいろつくられていると思うのですが、その基準になっているのは個別の学習課程、そこに合わせた指導計画になると思うのです。支援計画ですか。ただ、不登校の生徒からすると、通常の教育課程にはそぐわないというのですか、それとはまた別の価値観で教育的な配慮をしていかなければいけない、そういう面があるかと思います。みんなに合わせた生活というものができないがために、できないというか、その辺は命に直結する部分というのも当事者からするとあるものだと思いますので、個別の教育課程というものをそういった子供たちに対して考えていく、そういう考えはあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 今現在、民間の施設を利用している児童、生徒も数名おりますけれども、それぞれ学習に向き合っている子もおりますし、またはそこまではちょっと至らず、気持ちの整理をしている、エネルギーを蓄えている段階の子供もおります。そういった子供一人一人の実態に応じて、今、必要な支援、それから今後どういった段階で実態に合わせて支援を展開していくかということについて支援計画等を相談、会議のところで確認しながら、関係の教員、またはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーからも助言をいただきながら作成しながら対応しているところです。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） フリースクールに通っている子供たちの出席日数というのですか、出席についてはどのような扱いをしているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 今のところは欠席扱いとしております。在籍は各小中学校にあるわけですので、そちらに登校していないということは、基本的に欠席だというふうに思っております。ただ、文部科学省のほうでは、教育内容等を勘案した上で校長が出席と認めることができるというふうには言っております、国がそのように言っております、それも一つの考え方だと思いますけれども、私は欠席だというふうに思っております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 特に中学生の進学の関係のところでは考えますと、出席日数が足りないというふうな形になると、進路について影響が大きく出てくるのではないかなというふうには思うのですが、ぜひ今後も検討していただけたらと。桐生市のほうで行っているフリースクールのほうでは、出席扱いにしてというようなことで取組が始まっているというふうにも聞いていますので、ぜひその辺の検討もしていただければというふうに思います。

次に、玉村町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンと総合戦略について伺いたいのですけれども、これで出生率の向上といっても若い人の流入がなければ、または流出を防げなければ、こういった出生率の向上も望めないわけで、若い人たちを呼び込むために必要なことというのはどのような取組になっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） こちらの総合戦略の中でうたわれているものとしましては、町長の答弁にありましてとおり、地方における安定した雇用を創出する、地方に新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに地域と連携する。そういうことの中で、具体的には新婚家庭の方への補助金を出すとか、東京圏等からの移住の補助金を出すとか、そういった具体的なことはしております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 前回は聞いたのですが、首都圏からの流入ですとか、そういったものを目指しているということなのですが、どのぐらい実際は人数としてはあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 東京圏からの移住につきましては、昨年度、3年度は1件です。それと、新婚家庭への補助ということは6件ありました。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番(松本幸喜君) 昨年度だけでも255人の流出といたしますか、人口減少になっているのです。なかなか今の対策だけでは間に合わないというように思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 企画課長。

[企画課長 大堀泰弘君発言]

◇企画課長(大堀泰弘君) この総合戦略ができた経緯としますと、やはり国主導で、全国的な人口減少に対して何らかの対策を各市町村、自治体に求めたものであります。この総合戦略ができたときには、東京首都圏一極集中を分散させるためのそういったものでありましたけれども、実情としますとなかなかそういうことができておりませんので、もう少し違った視点から考えていくべきだと考えております。それで、考えているものとしましては、町内の人を流出させない、もしくは周辺の人たちを町に呼び込む。何も玉村町に縁がない人をどうでしょうかというよりは、周辺の人たちで町に縁がある人を呼び込んだほうが効果があるのではないかなというふうに考えております。

◇議長(石内國雄君) 3番松本幸喜議員。

[3番 松本幸喜君発言]

◇3番(松本幸喜君) そういった人たちを呼び込んだ場合、どこに住めばいいのでしょうか。要するに宅地をどう確保するかということところです。今、そういった空いた遊休の宅地というのは玉村町にはある一定の量があるのでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 企画課長。

[企画課長 大堀泰弘君発言]

◇企画課長(大堀泰弘君) 宅地の数というのは私のほうではちょっと把握はしておりませんが、そういったものの対応のために文化センター前の住宅の分譲であるとか、あとは空き地、空き家の有効活用を考えていけばいいのかなと思っております。

◇議長(石内國雄君) 3番松本幸喜議員。

[3番 松本幸喜君発言]

◇3番(松本幸喜君) 確かに効果といたしますか、3年前でしたか、国勢調査がありまして、過去5年間、その国勢調査の前の5年間で見ると大体900人減少するという予測があったのです。ところが、実際は5年間で300人の減少ということで済んだのです。残りの600人がなぜとどまっているかということ、1つは文化センター、100人程度流入者があったのでしょうか。今はもう大体埋まっています。残りの500人というのは何かということ、その5年間で外国人の方が2倍に増えて1,000人になって、だから500人増えているのです。それで何とか人口減少、ある程度抑えることができているというのが今の現状です。ところが、その500人の外国人の方の様子を見ると、労働ビザの関係もあって非常に不安定。流動性が高いわけです。何年かすると同じ500人でも中身の一人一人は全部顔が変わってきている。そういうような関係の中で、ずっと町にとどまってくれる人たちというふうには、なかなかないかなというふうに考えています。

そうなる、特に玉村町出身で周辺に住んでいる方、こういった人たちをターゲットにした政策が必要になってくるのではないかと思うのですけれども、その辺は何か取組というのはされているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 今現在、そのような取組はしておりませんが、そういった視点がこれからは特に重要になってくるかと思えます。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 町内の人口動態を見ますと、70代の方が非常に多いのです。60代後半から70代の人、団塊の世代と言われる世代の人たちが多いわけです。その人たちの様子を見ますと、大体30代後半、40歳前後で玉村町に来た人が非常に多いわけです。1985年ぐらいから2005年にかけて、この20年間で玉村町の人口が大変増えて、移住をしてきた、流入してきたわけですが、その人たちの子供世代が大体30代後半から40歳前後になってきているのかなと思うのです。住宅金融公庫の借入れ者の平均年齢を調べると40.3歳なのです。

だから、この玉村町の周辺に住んでいる玉村町出身の人たち、その人たちがちょうど家を建てる、そういう時期に来ているのです。ですから、その人たちが、20年間に入ってきた第2世代の人たちが、転出は今しているけれども、帰ってきたいというふうに思っている人たちも結構、私の実感としてはいるのです。旗振りしているのですけれども、そういうお母さんたちに話を聞くと、十数人の人に聞いたのですけれども、ご夫婦のどちらかが玉村町出身で、土地勘があって、玉村町のよさ、通勤のよさ、便利さですとか、そういうものを感じていらっしゃる。それで玉村町を選びました。それとあと、農家で土地を持っていて、転用があって、それで比較的宅地を得やすいと、そういうような人たちなのですけれども、農家出身の方だったら宅地がすぐ手に入ります。

ところが、家を建てようと思って、いざ探してみたら、文化センター周辺にしかなかった。ところが、文化センター周辺の土地はちょっと価格的に高い。手が出ない。周辺を探したら、周辺には宅地がなかなか見つからなかったというような状態なのです。宅地はないかといったら、あるのです。いっぱいあるのです。それは空き家という形であるのです。空き家所有者の人も、話をこの間、大きな農家で草取りをしていた。自分はここに住んでいませんと。だけれども、相続して、両親が住んでいたのですけれども、両親は亡くなってしまいましたと。空き家の利用はどういうふうにしたらいいかわからないと。ここに計画当初の、玉村町の空家等対策計画というところでアンケート調査をやっているのですけれども、3割の人、27%の人が今後の利用予定がないので、どうしていいかわからないという人たちがいる。そのままの状態になっている。私が聞いた人もそうでした。対応策、どういうふうに処分をしたらいいのか、わからない。壊すのに幾らかかるのかわからない。不安で壊せな

い。税金が6倍にも跳ね上がるというふうに聞いているので、どういうふうにしたら、売れるかどうか分からないのに簡単には壊せないというようなことがありました。そういうことを言われていました。

ですから、流入を促進するためには、空いた土地がなければ、入ってきたくても入れない人たちが相当周辺にいるのです。いると私は思っています。その人たちが入ってこれるように、そういった空き家ですとか、空いた宅地、そういったものを提供できる体制を町としてこれから取っていかないと受け入れられないというのが、特にまち・ひと・しごと総合戦略でもいいのですけれども、その戦略にダブるような形で、首都圏から流入を促すのであれば、その人たちを受け入れるために、そういった空き家を利用するなり、空き家を壊して宅地化するなりというような政策をしていく必要があると思うのです。

持ち主からすると不安なのです。処分するといっても、どこに相談したらいいのか分からない。どのくらいお金がかかるのか分からない。売ってもいいけれども、土地代として幾ら収入、資産活用ができるのかも分からない。ですから、まずはそういう人たちに対して、例えば説明会をやるということぐらいはできるのではないかと。

◇議長（石内國雄君） 松本議員にちょっとお伝えいたします。空き家対策、総合戦略の中には含まれるかもしれませんが、空き家対策は別の話になるかと思えますし、それから企画課の内容でもありませんので、次の機会にさせていただいて、違う話にさせていただければと思います。

◇3番（松本幸喜君） 分かりました。

空き家対策というものの意味合いをもう少し幅広く捉える必要があるのかなというふうに思うのですけれども、町長としてはどのようにお考えですか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今、るるお話を聞きました。玉村町と関係ある人が周辺にいます。関わり方、関わっている地域というものがああります。それで、空き家の場合は住めるところがなかなか現実には厳しい。それで、更地にした場合、大体不動産業者の発想とすると、隣の人が買ってくれるか、敷地増で。そういうところが一つで、いろいろあるとは思いますが、今、空き家対策をしている中で、そういったノウハウを持っているのは不動産業者ですので、そういった人たちと情報交換をして、供給連携等ができるような形での取組の検討は必要ではないかなと思います。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） ぜひこの事業、国の事業と町の実態とは若干ずれはあるかと思うのですけれども、利用できる部分というのですか、関係する部分というのは、先ほど言ったような形で出てくると思いますので、利用しながら、町にとって周辺の人たちを引き込むような政策といいますか、取組

をしていただけたらというふうに思います。

次に、公園の管理、運営についてということなのですが、北部公園、大変にぎわいを見せています。その理由としては、管理者の創意工夫でというようなことで言われていましたけれども、私が管理者のほうに聞くと、町の対応が非常にいい。ここが壊れている、あそこが壊れている。ほかの市の公園なんか管理もやっているけれども、すぐに担当者の人が見に来てくれて対応を、予算の上限はありますけれども、やってくれているというようなことで、大変感謝しているというふうな意見がありました。そういうふうに、やっぱり官民一体となるというようなところ、預けっ放しではなくて、そういった対応のよさみたいなものが必要、小まめに各場所を見に行くという行政の対応というのが必要だと思うのですが、その辺についてどうお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

公園については官民協働ということで、地元の方々と町が一体となって様々なイベントや活動を行っていくことは非常に理想的なことだと考えています。また、時々イベントでは、幅広く人々、住民を集めたりして、公園が地域、町全体にとってすごく必要なものという認識を高めていくというふうな努力を町としてもしていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 結構、他市町村から、北部公園、すごくいいよね、子供と一緒に遊ばせるのにいいよねというような、他市町村の在住者の方から、そういうふうな声も聞かれます。そういう意味では非常に情報発信といいますか、玉村町のよさを発信する大きな力になっているのではないかなというふうに思います。ぜひほかの公園においても、管理というところが今まで中心だったと思うのですが、運営というところに注視していただいて力を注いでいただければ、町の活性化そのものにもなると思います。

水辺の森公園なんかでも、草刈り程度ですけれども、私も参加させていただいて、ボランティア意識の高い方がたくさんいらっしゃるのです。ですから、そういった人たちの力も借りながら、公園の運営を考えていただくと大変助かるかなというふうに思います。

特に東部スポーツ広場については、本当に持論で申し訳ないのですが、小泉重田の文化財があります。管理といいますか、そちらはそれぞれ違う課が担当することになると思うのですが、運営としては一体化した運営がされると、それぞれの東部スポーツ広場と小泉重田との相乗効果というのが生まれてくるかと思しますので、柔軟な対応をしていただけたらというふうに思います。

以上で、私の質問を終わりにしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時10分に再開いたします。

午前9時53分休憩

午前10時10分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、1番羽鳥光博議員の発言を許します。

〔1番 羽鳥光博君登壇〕

◇1番（羽鳥光博君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、1番羽鳥光博です。

4問ほど質問させていただきます。質問の前に、若干ですけれども、今日9月2日は私の母親の誕生日でして、94歳になりますものですから、身近で見えていますと、医者からいただいたお薬、副作用に注意して真面目に何十年飲んでおる。こういうことが非常に大切かなと思います。

それともう一つは、先週末、板井の長老であった、議員のOBであり区長の先輩でもある羽鳥貞雄さんが亡くなりまして、非常にこの方も、ハーモニカを得意としておったものですから、母親もコーラスやっぴり人生100年時代ですから、外に出て活動するという事は、元気がついて長生きできる長寿の秘訣かなと思っておりますので、私もそういった方々のことを見て、しっかり質問させていただきたいと思っております。

それでは、第1問目、質問させていただきます。1番目は、利根川上流流域下水道、県央処理区の下水汚泥と廃液の有効活用についてでございます。原料の大半を輸入に頼る化学肥料が高騰する中、下水が貴重な国内資源として注目を集めております。このことは国の将来の食料安全保障にもつながる問題であります。本年5月に行われた自民党内での検討委員会で、肥料の高騰対策の一つとして、下水汚泥など国内での代替原料の利用拡大が提言に盛り込まれました。また、農林水産省も昨年定めた、みどりの食料システム戦略の中で、下水汚泥の活用について言及しております。

生物の成長に欠かせない栄養素は、主に窒素、リン、カリウムでございます。この3種類。下水処理場に流れ込むし尿には、リンと窒素が豊富に含まれ、下水をきれいにする過程で出る泥（下水汚泥）でございますが、これは国内資源として宝の山と期待されております。有効活用されれば、化学肥料の使用量の減少にもつながり、全国のほかの自治体では下水汚泥の肥料化を始め、市民や肥料メーカーに販売をし、下水汚泥の産業廃棄物処理費を減じている先進例が多々あります。こうしたことは、2015年に国連サミットで採択された国際目標であるSDGs、2016年に日本政府も国を挙げて推進を決定しております。こういった取組もかなうものでございます。そこで、こういったことを踏まえまして、以下のことを伺います。

1つ目は、今から10年くらい前に玉村町民に下水汚泥がサンプル配布され、好評であったと聞きますが、そういったことがございましたか。

2点目、今後、下水汚泥を資源化し有効活用を図ることで、結果、町または県の財政に寄与する考えはないか。

3点目、昭和50年代半ば頃、玉村町が群馬県と当該下水処理場を受け入れる際に覚書を交わしておりますが、1つ、下水汚泥の資源化に向けた取組など現状を変えるに支障となるような取り決めはあるのか。

2、当該下水処理場は群馬県の地域機関の施設でございますが、今後、下水汚泥の資源化などの取組を立地市町村である玉村町が県に言える根拠、または立地受入れ市町村としての意見の重みはどれくらいあるのか。県に対して言える意見の重みです。

3、昨今の肥料の高騰、下水汚泥の搬送コスト高の状況下において、広く国内外の社会・経済環境の時代の変化に応じて、下水汚泥の資源化のような取組や見直しが、今後必要になってくると考えるが、いかがか。

2番目の質問に行きます。在宅者の配食サービスについてでございます。自分自身で食事が作れない在宅者に、安否確認を兼ねて配食サービスができないか。この際、福祉的なサービスと社会保障である介護保険制度のサービスに分けて制度を考え、漏れなく食事に困窮する在宅者支援を行うべきであると考えます。利用者の経済的負担を減じるため、1食200円から300円台の食事で済むように補助金を直接または事業者へ間接的に支給すべきであると考えます。玉村町は、こうした支援の現状は現在どうなっているか。近隣の伊勢崎市や高崎市では、そうしたサービスが開始されておりますが、それに比して玉村町はどうか。独居老人が今後ますます増えていく状況に鑑みて、早急に食の確保への支援構築、充実が必要であると考えますが、どうですか。

3番目の質問に行きます。玉村町の小中学校に配属されたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活動についてでございます。広報たまむら6月号に、玉村町の小中学校に配置されたスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの専門家の方々が紹介されておりました。それぞれ心理と福祉の専門分野の違いはあるにせよ、児童、生徒の学校のことはもとより、家庭での家族関係の悩みの相談などにも積極的に相談に乗ってくださると思われまます。大いに子供たちや教職員の力となり、学校運営に協力していただきたいと思ひます。

特にスクールソーシャルワーカーは、今年4月からの配置とのことですが、この両専門家の方々が学校でどのような相談を受け、その相談事をどのように解決しているのか、教えてください。

また、学校運営にとり貴重なスタッフでもあるので、人材確保の点からも職務内容に応じた給与、勤務形態の待遇が必要となります。いかがですか。

最後に、4番目、地元問題ですが、道路環境の整備について。県道高崎伊勢崎線から板井東部公民館方面に北側に折れ曲がる際、左右折する際、県道からの落差があまりにも大きく、振動で車が左右に揺れるほどであるため、地域住民からも落差の解消を求められております。住みよい生活環境実現のため、特にこうしたつなぎ目である接続箇所は現地調査の上で改善すべきであると考えます。いか

がでしょうか。よろしく願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） それでは、羽鳥光博議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、利根川上流流域下水道（県央処理区）の下水汚泥と廃液の有効活用についてお答えいたします。なお、廃液は下水処理場からは排出しておりませんので、下水汚泥に関してお答えいたします。

昨今の社会情勢の影響により、世界的なエネルギー価格の上昇に加え、化学肥料の価格高騰により国内の農業生産者にも影響を及ぼしており、下水汚泥の活用について注目が集まっているところでございます。利根川上流流域下水道県央処理区の下水汚泥の活用につきましては、群馬県県央水質浄化センターの建設当時に群馬県と玉村町及び関連市町村との間で結んだ協定書に基づき、住民組織の利根川上流流域下水道（県央処理区事業）調査研究委員会とともに調査研究を行っているところでございます。

それでは、議員ご質問の3点についてお答えいたします。まず1点目の、今から10年くらい前に下水汚泥のサンプルを町民に配布し、好評との事実があったかについてお答えいたします。群馬県に確認したところ、平成19年当時に県が研究を進めていた汚泥炭化肥料研究の一環として、当該施設の下水汚泥を他県へ搬出し作成した汚泥炭化肥料をサンプルとして上之手地区の町民へ配布した事実があったと確認しております。好評であったかどうかについては、確認が取れていないとのことでございます。当時、県と町、住民組織との間で炭化処理をすることについて協議が行われましたが、公害防止の観点から合意には至らなかったという経緯がございます。

次に、2点目の下水汚泥の資源活用による財政負担軽減の考え方についてお答えします。下水汚泥の活用につきましては、処理場運営に係る経費負担軽減や環境問題の観点からも収益化し、活用を図っていくことが有効と考えております。しかし、建設当時に取り決めた事項及び公害発生の危険性等について十分に検討した上で、住民の理解を得ながら慎重に進める必要がございます。今後も下水資源の活用については、群馬県と協議を進め、新しい視点を取り入れながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の群馬県と玉村町との間で交わされた覚書等についてのご質問にお答えいたします。まず、下水汚泥の資源化に向けて支障となる取り決めとしては、昭和55年12月19日に交わされた覚書において、処理場内で発生する汚泥については一切玉村町及び処理場予定地内において処分しないとの確認がされております。

次に、県に対し資源化の取組を要望できる根拠としては、昭和60年11月19日に締結した公害防止協定第3条第3項において、「県は町及び関連市町村の協力を得て、下水汚泥の有効利用技術の開発その他の有効利用の促進に努めるものとする」との取り決めがされております。

最後に、下水汚泥の資源化の必要性についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、社会経済の変化が著しく、限られた資源の困り込みにより、物価高騰等消費生活への影響が身近に迫っている中、再生可能な資源を有効に活用していくことは重要な考え方だと認識しております。今後も環境課題への取組、エネルギーの転換等の重要性を認識し、下水汚泥の活用方法について群馬県と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、在宅者の配食サービスについてお答えいたします。羽鳥議員のご指摘にもありますように、伊勢崎市や高崎市では、配食サービスを受けている方が自己負担として200円から350円程度を納付していただき、食の提供として支援を行っていることについては、町としても把握しております。

玉村町においても、食の支援として高齢者の配食サービスがあります。町では社会福祉協議会に委託し、週1回、ボランティア団体の協力を得て、75歳以上の独り暮らし高齢者で支援が必要な人に無償にて昼食を提供しております。週1回の昼食の提供ということで、主として独り暮らしの方の安否確認及び孤独感の解消を図ることが重要な目的となっております。

なお、介護保険制度においては、独居等の条件はありますが、要介護及び要支援と認定を受けた方につきまして、限度額の範囲内で訪問介護サービスの生活援助が受けられ、買物や調理などホームヘルパーによる支援を受けられます。好きなものを買ってきてもらい調理してもらうこともできますし、調理ができる方については、一緒に調理を行い、自身で作った料理に満足することにもつながります。このように介護保険サービスと給食サービスを組み合わせることで、住み慣れた地域でできる限り自立して生きがいを持ち生活していくことは可能ではないかと考えております。今後、様々な形で食の確保が構築できればよいのではないかと考えております。

次の玉村町の小中学校に配属されたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活動についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、道路環境の整備についてお答えします。ご指摘の県道高崎伊勢崎線と板井東部公民館へ向かう町道との段差の改善については、要望書が板井区長より本年7月1日に都市建設課へ提出されております。7月4日に県道の管理者である伊勢崎土木事務所と当要望書について協議し、伊勢崎土木事務所により段差解消工事を実施することになったと聞いております。施工方法及び施工時期等の詳細については、現在検討中とのことであります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 小中学校に配属されているスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの活動についてお答えいたします。

まず、スクールカウンセラーについてです。今年度、玉村町では3名のスクールカウンセラーを配置し、町内全ての小中学校の子供たちの心の問題に対応しています。主な活動は、悩みや不安を抱え

る子供たちや保護者のカウンセリングです。友人関係や家族関係、自分の性格や学習に対する不安等の悩みについて、相談者の状況に応じて継続的にカウンセリングを行い、相談者自身が解決の糸口を見つけられるようにしています。そのほかに、学級活動等の時間に担任とともに子供たちの人間関係づくりやストレス対応に関する授業を行ったり、保護者や教職員を対象とした子供たちの心の問題に関する研修会を行ったりして、問題行動や不登校の未然防止に向けた取組も行っております。これらの活動により、子供たちや保護者が相談しやすい環境を整えるとともに、教職員がより専門的な知識を身につけたり、具体的な対応について学んだりすることで、子供たちの気持ちに寄り添った支援ができるようにしています。

次に、スクールソーシャルワーカーについてです。社会情勢が複雑化、多様化する中、家庭環境による問題や悩みを抱えている子供たちも少なくありません。その結果、子供たちが置かれた環境への働きかけや問題解決に向けた対応の必要性が高まっています。このような中、玉村町では、今年度から1名のスクールソーシャルワーカーを配置しました。面談や家庭訪問等を通して保護者と関わり、貧困や虐待、ヤングケアラー等の家庭環境の問題について、子供たちが抱えている問題の背景を整理し、福祉や家庭支援等の関係機関と連携して必要な支援につなげています。これらの心理や福祉の専門家の活用により、学校の教員だけでは解決することが困難な事案に対して、専門的な視点からの支援や助言を基にチームとして対応することができ、子供たちや保護者にとってより適切な支援に結びついています。

次に、給与や勤務形態についてですが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは共に県費の職員ですので、群馬県教育委員会が全国の状況を踏まえて決定しております。スクールカウンセラーは、小学校は月に二、三回、中学校は週に1回、それぞれ1日6時間勤務しています。また、スクールソーシャルワーカーは、中学校2校に隔週で1日6時間勤務しております。また、小学校からの教育相談や支援の要請に応じて対応できる勤務形態としております。さらに、スクールカウンセラーがより充実した継続的な支援ができるよう、玉村町では町費による追加勤務が可能となる体制を整えています。

今後も専門家を含む学校の教育相談体制を充実し、子供たちが抱える悩みや問題の解決に向けて丁寧に対応していくことで、一人一人の子供たちが笑顔で生き生きと学校生活を送ることができるよう支援してまいります。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 初めの下水汚泥の関係のことをございますけれども、町長のほうから、昭和55年の覚書のこと、それから昭和60年の公害防止協定のこと、ご説明いただきまして、過去の経緯が分かりました。あと、サンプル配布も実際あったようです。好評であったかどうかは、上之手の住民の方は覚えていらっしゃるかもしれませんが、どうであるかは私は分かりませんが、少な

くとも全国的な流れといたしまして、ロシアのああいってウクライナ侵攻の暴挙に伴って化学肥料の原料が日本国内に入ってきておりませんものですから、非常に価格が高騰しておるということで、農林水産省のほうも、私も話しましたように、下水汚泥の活用をもう既に検討を始めておるというようなところですよ。ひもとけば下肥というふうなことで、日本は江戸時代からこういった貴重なものを活用してきた経緯がございますから、都市化の波とともにこういったことがなくなりまして、今は化学肥料に頼っておるということです。しかし、それは時代の波とともに変えていかなければいけないというふうに考えるところでありまして、例えば佐賀市では下水浄化センターで下水汚泥の肥料化を2009年から始めまして、隣にある工場で2か月ほど熟成させて、市民には10キロ20円で販売していると。以前は産業廃棄物として処理するに年間1億円かかったというふうなことで、こういったコストの軽減にもつながっておると。

国土交通省によると、新聞の情報ですけれども、年間30万トンほどの下水汚泥が肥料の原料として使われていることになっておりますし、神戸市では、2020年に化学的にリンを取り出す方法を考案いたしまして、汚泥にマグネシウムを加えて、リン酸マグネシウムアンモニアも結晶を取り出して、1キロ45円で肥料メーカーに売っておるということで、重金属が中に入っても除去して適正に販売しているというようなことです。やはり玉村町は女子大とセットで下水処理場が来たというふうな経緯があったとしても、これからの価格高騰の中で何らかの対応を図らなければならないと。

そこでお聞きしたいのは、重要な覚書と、昭和60年の公害防止協定の県との取り決めの中で、ご答弁にありましたように調査研究はできるというふうに、玉村町はなっております。ということは、持ち物は県の処理施設でありますけれども、玉村町も地元というふうなことで調査研究の中で意見、提言や、県に対して物が言える根拠があるというようなことです。この調査研究というご答弁をもう少し突っ込んで、私が考えているような、こういうふうな施設へ向けての処理場の在り方を今後見直ししていくことを町として考えるのかどうか、聞きたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 汚泥の関係ですけれども、汚泥につきましては、今、運び出されておりました。県内、県外で、玉村町以外のところで処理をされまして、そちらについては肥料化であるとか、セメントの原料であるとかという、そういった再利用は全てされております。それを玉村町でという話なのですけれども、この公害防止協定の中では、その取り決めとして下水汚泥の処理処分に当たっては玉村町の区域内において焼却または埋立処分を行ってはならないということで、この文言がありますので、また町内には調査研究委員会という住民組織もありますので、そこでの協議が済まない、これについては話は進んでいかないというような状況になっております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） お聞きいたします。

県央処理区の玉村町の下水処理場から出る下水汚泥につきましては、現在どこに搬出されて処理されているか、聞いておりますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 群馬県の前橋市の会社と埼玉県にある会社ということで、群馬県内ですと国土緑化、セメント系でありますと太平洋セメント熊谷工場であるとか埼玉工場、そういったところになっております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 昭和55年の覚書にのっとりまして、町内では処理することなく、輸送コストもかけて町外に持ち出して、売るのでしょうか、買ってもらうのでしょうか、そこもお聞きしますけれども、そこで道路の路盤材になったり、化学肥料になるかどうか、私、分かりませんが、有効活用されているのかどうか分かりませんが、その先のことは、もう少しどうなっているのか、知っている範囲で教えていただきたいことが1つと、それから県があそこの処理場に、さすがに流域人口、処理人口が減ってくる中で、土地としてはまだあるわけですから、そこをどのように活用する構想があるのかについて、知っている範囲でお聞きしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） まず、処理につきましては、運搬と処理料を支払って業者をお願いしているというような状況であります。そのため、この流域については10市町村が関係しますけれども、その維持費として各市町村が分担金を払っているような状況であります。

下水道の余剰地等ありますけれども、こちらにつきましても、この協定、覚書等に基づいて、県と町と、それと調査研究委員会で協議をしていくところであります。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 搬送コストの分担金の中で、町としてもコスト高の中で分担金の増嵩が推測されるところでございますけれども、やはり昭和55年と昭和60年の公害防止協定の取り決めの中で、町も地元設置受入れ市町村としての立場というのは、非常に他の分担金を払う市町村よりも強いものですから、ぜひ私はSDGs、要するにこの項目にもこれあります。こういったものを利活用して、環境に優しい社会をつくるというふうなこともありますから、そういった観点で、やはり時代の変化に応じた見直し、国際情勢の変化も踏まえて必要であるというふうに考えますので、調査研究委員会が立ち上がって、やはり資源の利活用というふうなことで、太平洋セメントさんのほうの熊谷

工場に売渡しをして、ここで恐らく路盤材になっているかと思えますけれども、また前橋の会社に対してどのようにされるか、まだ課長さんのほうではそこまでお話しされませんでしたけれども、想像の域では有効活用されているかと思えますけれども、ぜひこういった貴重な原料となる、窒素、リン酸、カリウムを含む主要な栄養素となるようなものにつきましては、検討委員会、研究委員会の中で、今後こういった観点でよく検討していくというようなことに対して、町長、いかがですか、ご意見。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 羽鳥議員の言っていることは理解できます。それで、調査研究委員会でこだわっているのは、当初の県との協定の約束事で、要するに玉村町で公害を起こさない、そのところがあるので、玉村町での処理はしないという形で、調査研究委員会の方々と話すと、それが原点で議論を展開していきますので、まずその辺の調整がなかなか厳しいということもありますけれども、そこは時間がたってきましたので、その上で処理場という、玉村町にある施設を本当に玉村町にとっても有効的に利用できる環境のために使っていいのではないかというような合意ができるように、少しずつ対応していきたいと思っています。調査研究委員会の方々、当時の反対運動の様々な経緯が集約されているような形の中での思いがありますので、そこはやはり非常に強い思いがありますので、そこは私たちも認識して対応しているところです。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 公害の原点である玉村町から公害を出さないという原点は最も重視しなければいけない点であるということはよく分かりました。ただ、時代の要請に応じた資源の有効活用というようなことも大切かと思えますので、今後、引き続き調査、検討をしていただきたいと思います。県への申入れ等もしていただきたいと思います。

次に、2番目にお話しいたしました在宅者の配食サービスについてでございます。近隣の高崎市、伊勢崎市のお話も伺いまして、私も今回の決算資料を見ますと、給食サービス事業というふうなことで、町社会福祉協議会に対して142万1,249円の決算額が委託事業として給食サービス事業、75歳以上の高齢者に対して、週1回ですか、先ほどのお話ですと、無料というふうなことで、配食サービスを行っているということですが、さすがに高齢者人口が増える中で、3万6,000人弱の玉村町の規模からして、142万1,249円というふうな額は非常に大きな額ではないと思っておりますし、75歳以上で週1回無料というふうなことも、やはりサービス提供の範囲とすれば小さなものかなと思っております。

中核市である高崎市、30万人を優に超える高崎市と比べるわけにもいきませんが、高崎市は介護予防・生活支援サービス事業対象者、要支援、要介護者というふうな範疇の中でありまして、朝食1食200円、昼食1食350円、夕食1食350円、これは利用者の自己負担でござい

ます。ここには給食事業者に対する補助金が流れているので、こういった低額な、1日3回、これはたしか休みなく毎日というふうなことを聞いておりますので、こういったサービスが隣の市で行われているというようなことと、伊勢崎市は給食サービスで配食配達ということで、週2回までで、1食300円程度くらいからというふうなことを聞いておりますので、いずれにしましても、食の確保は生きる上で、私も冒頭申し上げましたけれども、人生100年時代の中で、やはり良好、良質な食事をしないことには長生き、健康寿命を保つというのはできませんから、どうしても独り暮らし高齢者とか、家族がいても料理ができないというような状況の中では、75歳以上で週1回で無料というふうなこの部分はもう少し範囲を拡大して、介護保険制度に乗った答弁も一部ありましたけれども、相まって支援をしていきたいというふうなことで、食の魅力を高めるとかありますけれども、実態的に事業者を見つけてきて間接的にでも補助金を出して、少しサービスの範囲を広げてもらいたいと私は思っていますので、その辺の意向はいかがですか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、これから本当に高齢化が進んできて、それも75歳以上の単身の方たちが増える。もしくは老老介護ということで、高齢者2人世帯の方たちが増えていく中で、現在の給食サービスだけでいいかと言われると、なかなかそこは難しいのかなと考えています。玉村町協議体というのがありまして、以前、そちらのほうで、大分昔なのですけれども、6年前に食について考えるというグループチームがありました。そこで、実際に社会福祉協議会で行っている給食サービスの対象者の方たちにアンケートをしまして、有料でも受けたいかだとか、あとはほかの日は何をどういう形で作っているだとかという調査をさせていただきました。その中で、やはりこれからとても食を確保していくということが大事なので、町としましても、近隣市町村の情報を見ていくのは当然なのですけれども、実際に協議体だとか、住民の方たちと話し合いながら、どういう形が町としてベストなのか。これから高齢化しますと、やはり社会保障費のほうが多分すごい負担になってくると思いますので、その辺の兼ね合いもありますので、どの辺まで町としてやれるかということも探りながら研究していきたいなと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 確かに食事は個人が自分で資力の範囲内で栄養を考えながら取っていただく。個人の家の中のことでありますけれども、やはり社会保障制度の中で、食べるというふうなことはぜひ優先的に、施設確保とか施設整備とかというふうなことも重要ですが、在宅高齢者が増える、独り暮らし高齢者が増える中で、ここへのサービス提供を、さすがに142万1,249円の社会福

社協議会の委託事業費というふうな予算決算額だけでは、私は足りないと思っておりますので、ここは財政的に何とかやりくりをして、支援をする範囲を広げる意味で、少し重点化する項目の一つに町としても食の確保というふうなことでお願いしたいと考えておりますけれども、もう一度、副町長あたりどうですか、この辺について。町長、どうぞお願いします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） やはり年を重ねてきて、80歳、90歳、100歳、そして家族がいても、様々な事情でだんだん1人になって、そうした場合、周りの人となつなるといふ機会もどんどんなくなって、孤独感の中で日常を過ごしている方というのが、今後増えてくると思います。そういう中で、どういった形で社会とつながりながら、また町はいろんな方、この人はどういった形で日常を送っているかというのを把握する意味においても、また栄養補給という意味においても、転換期に今あるのではないかなと感じています。議員の発言もありますし、もう一度、私たちは周辺のこと、それで玉村町の現状を捉えた上で、高齢者、独居者の栄養と精神的な安定をどうやって確保していけばいいのかというのを捉え直していく機会かなと思います。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 町長、答弁ありがとうございました。そういったことで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

3問目の質問に行きます。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについて、教育長から答弁いただきましたけれども、玉村町は健康福祉課に専門家を置き、学校にも心理面ではスクールカウンセラー、福祉面ではスクールソーシャルワーカーの専門家を置いて、児童、生徒のフォローをしていただいているところがございますけれども、実際にどんな相談を受けているのか。その中身と、その受けた相談に対して、それを学校の中で共有したり、町と共有したり、あるいは専門相談機関に持っていくとか、そういう実際の相談の中身はどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） お答えいたします。

まず、スクールカウンセラーについてですけれども、相談内容につきましては、友人関係ですとか、学習面ですとか、家庭環境ですとか、様々多岐にわたり複合的にいろんな要因を持っております。特に発達に関する保護者の困り感に寄り添ったカウンセリングの中では、子供との関わり方、子供の特性に合った関わり方について、専門的な知見から保護者に助言をしてもらったり、それから教員にも助言をしてもらって、同じような方向性で、その子に合った関わり方をしていく、そういった連携で、場合によって保護者から要望があったりする場合は、医療につないだりといったような、そういった

相談、または連携というふうになっております。この発達に関する問題にかかわらず、必要に応じて常に子ども育成課、健康福祉課等と情報交換を行いながら、その背景等も踏まえて対応、実践のほうに生かしていただいているところです。

それから、スクールソーシャルワーカーのほうですけれども、主にスクールソーシャルワーカーは福祉の面からというようなアプローチをお願いしておりますので、家庭環境に関する問題、特に家庭環境を背景とする親子関係について、ちょっと複雑化したおうちについては、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問をして、保護者の困り感を聞き取りながら、その直結する支援というのを見立てまして、例えば経済状況を支援することが必要であれば就学援助のほうにつないだりとか、または保護者の精神疾患等の面であれば医療につないで、こういったところでは健康福祉課からの情報等もいただきながら連携して対応しているところです。保護者の方の困り感が少し和らいだことによって、親子関係自体が改善されて、子供が安定して生活を送れるようになってきているというようなことも、今やられております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） スクールソーシャルワーカーにつきましては、今年4月からというようなことですが、時限を限っていただけて結構ですから、件数を教えていただけませんか。相談の件数。スクールカウンセラーは、例えば何件全体であって、大体1校平均。ソーシャルワーカーは4月からですが、大体10件くらいありましたとかということで、内容も分類できればお答え願えますか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） スクールカウンセラーにつきましては、子供、それから保護者、教員対象の相談等々、全てを含めまして、昨年度、令和3年度1年間におきましては1,172件というふうになっております。それから、スクールソーシャルワーカーにつきましては、4月から7月まで、今年度の内容で13件という件数になっております。

内容につきましては、先ほど申し上げましたが、発達に関する相談ですとか、友人関係、学習、家庭環境というところが主立ったものになっております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） スクールソーシャルワーカーの方につきましては、家庭環境、親子関係というふうなことのご相談を主に受け付けているというふうなことで、実際13件の中身もそういったことに分類されるかと思っておりますけれども、今、さんざん新聞紙上をにぎわせております、7月以来、大事件のこと。要するに子供は親に絶対的な支配を経済的にも、司法の下にいますから、逆らえないと

というような環境の中で、大きな社会問題。別に宗教に限ったわけではございません。経済的な問題、塾の問題、いろんなことで悩み事、相談があるかと思えますけれども、なかなかソーシャルワーカーとしても答えづらい、対応しづらい部分が出てくるかと思えますけれども、そこは逃げることなく、最後のとりでとして頑張ってもらいたいと思えますけれども、実際に、現在問題となっている宗教関係の問題についてのご相談ございますか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 現在までに、宗教関係に関する相談については報告を受けておりません。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 何といっても子供は国の宝でございますから、全てのことは関係法令にのっとったコンプライアンスの下で国民は法令を守る義務がありますから、対応しなければいけないと考えております。ぜひ子供たち、児童、生徒の心、悩みに寄り添っていただいた対応を引き続きお願いしたいと思います。

そこで、専門家の方は、やはり相当な高等教育を受けているかと思えますけれども、そういった3人と1人のお勤めのこれまでの背景、どのくらいの専門性があるか、聞きたいと思えます。それによつての処遇、給与と待遇に結びつきますから、私とするとそういった方々に対しては支援をしていきたい気持ちですけれども、やはり町の任用職員ですから、ある一定の限界があるのですけれども、今、教育長の答弁の中で、回数を増やして、出す賃金、給料を増やすこととなります。そういった点は専門家を生かす意味でいいことだと思いますので、その辺を教えてください。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 現在、県職として玉村町に配置されているカウンセラーさんにつきましては、県の任用条件に合った資格者ですけれども、臨床心理士さんですとか、公認心理士さん等々の資格をお持ちのカウンセラーさんが中心になっております。町で追加勤務でお願いしている部分につきましては、県の基準に準ずる報酬額ということで、小学校については年間30時間まで、1日6時間程度、それから中学校については、年間60時間まで、1日6時間ということで、県費の予算の中での日数に加えて、今のような時間内で町の町費としてその時間は確保しております。それから、1日6時間勤務ですけれども、その日、緊急性があつて、もう1時間追加したいといった場合も、そのプラス1時間ですとか2時間までは町費のほうで補充することができるようになっております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番(羽鳥光博君) 30時間と1日6時間との勤務条件について教えていただきましたけれども、では、1年間で具体的にスクールソーシャルワーカーの方とスクールカウンセラーの方は年額にして額は幾らになりますか。

◇議長(石内國雄君) 学校教育課長。

[学校教育課長 根岸真早子君発言]

◇学校教育課長(根岸真早子君) カウンセラーさんと、それからソーシャルワーカーさん共に複数の学校で兼務をしております。その時間数も全部足してということになりますので、玉村町だけで年間の金額というのはちょっと算出ができない状況なのですけれども、しかねるところなのですけれども、町の時給については4,000円ということになっております。

◇議長(石内國雄君) 1番羽鳥光博議員。

[1番 羽鳥光博君発言]

◇1番(羽鳥光博君) ぜひ年額についても、大体年間で100万円だ、150万円だというような数字をお聞きしたかったのですけれども、それぞれの方の勤務条件、回数も違いますから、単価を教えてくださいましたけれども、こういった専門家の方々がなかなか職に就く機会というのは、実はないです。私も大学職員を4年やっていましたけれども、そういった方々が正規職員になる道というふうなものは限られておりますものですから、幾つかの学校を兼務するとか、医療機関で心理判定員をするとか、でもそこだけではなかなか食べていけないので、幾つか副業的に兼務していつているのが実態ですので、こういった専門性のある方々への支援をしていただきながら、こういう悩み事相談に今後とも真摯に向き合っていただきたいと思っております。

あと10分になりましたので、最後に道路環境整備についてお聞きいたします。町長の答弁の中で、伊勢崎土木事務所と玉村町の都市建設課のほうで7月に現地確認を、板井の落差のある幹線道路と町道との接続点を見に行っていたというふうなことで、土木事務所のほうでの対応ができることになったと聞いているというふうなことから、補正予算を組んでいただくか、来年当初予算か何かで対応していただけることというふうな理解でよろしいですか。

◇議長(石内國雄君) 都市建設課長。

[都市建設課長 高橋 茂君発言]

◇都市建設課長(高橋 茂君) お答えします。

土木事務所のほうの予算の何を使うかというところまでは聞いておりませんが、土木事務所のほうで段差解消に向けての検討を行って実施していくということでありまして。また、答弁にもありましたように時期についてはまだ未定ですが、今、工法を検討しているところだと思います。

◇議長(石内國雄君) 1番羽鳥光博議員。

[1番 羽鳥光博君発言]

◇1番(羽鳥光博君) 答弁ありがとうございます。

昨日、月田議員の質問の中で高耐久性アスファルトのお話が出ておまして、高いですけども、一回施工されれば効果は持続するわけですから、工法をご検討しているであろうというふうな課長の答弁の中で、土木の専門家、技師もいろんな工法を考えているかと思いますがけれども、高耐久性アスファルト、コスト3倍、持続効果5倍というふうなことの答弁が昨日あったというふうに聞いておりますけれども、ぜひ伊勢崎土木事務所と町との関係、土木関係は特に密接に連携し合ってお話しているかと思いますが、県の予算でやる工法について町がとやかく言うこともできないでしょうけれども、ただ私とすると、一度施工されると、恐らくもうそこは済んだというふうなことで、あと10年、15年くらいは恐らく、ほかのこともありますから、放っておかれると思うのですけれども、そういった、なかなか10年に1度くらいしか回ってこないようなチャンスの際に高耐久性アスファルトを採用していただく等の何かサジェスションが、課長、できませんでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 昨日お答えしたのですけれども、そういった特殊なアスファルトを使う場所については、大型車がかなり頻繁に通る場所というところで、道路の特性という点で、こちらの現場に関して言えば、第1区の集落内に入る進入路ですので、こういったところでは、そこまでの舗装を使う必要性は考えられないと思います。ただし、今回土木事務所のほうの施行ということで、そちらのほうにお任せして、目的は段差解消ということですから、そちらがクリアされればよいのではないかと思います。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 前向きなご答弁ありがとうございます。

玉村町の町内には、板井だけでなく、こういう幹線道路、高崎伊勢崎線、藤岡大胡線等、五料橋へ行く道路とか、大きな交通量の激しい道路から、北、南、左右に分かれて、左右折しながら町道の中に入っていき、集落に入っていき接続点、結節点がございまして。こういったところはどうしても傷みやすい箇所ですから、特にここは重点的に見守っていただいているかと思いますが、こういった面的に広がりを持った施設整備等の今後の予定や、これまでについてはどのようなお考えを持って対応され、また今後どうしていくか、教えていただきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 現在、玉村町の道路網について、長寿命化計画ということで道路の補修計画をつくっているところです。そういったところで、交通量に応じて舗装の補修をどのようにしていくかという計画を持って行うわけなのですけれども、それは路線ごとに定めていきます。こういった取付け道路関係、県道や国道に接するところについては、やはり職員も現場を見ますけれども、

こういったところで住民の方がいろいろ不都合が生じて支障があるというところのお話をいただいて、やはり現地調査をして、優先順位、緊急性を考えて順次やっていくということで考えております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） ありがとうございます。

いろんな意味で、大きな幹線道路から脇道へ入るところは非常に痛みやすいというようなことは、プロでなくても想像はできる範囲内なのですけれども、ぜひ町全域を見渡した中で、答弁にもありましたように、調査、見ていただいて、現場確認もしていただきながら、今後とも対応をお願いしたいと思っています。

以上で終わります。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。11時20分に再開いたします。

午前11時6分休憩

午前11時20分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、4番新井賢次議員の発言を許します。

〔4番 新井賢次君登壇〕

◇4番（新井賢次君） 議席番号4番新井賢次です。議長からお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

まず1点目、電力自由化後の新電力会社との契約の状況、推移及び今後の電力量の削減への取組について。玉村町では、高圧電力を需給する役場庁舎など、全19施設の電力について、新電力会社を含めた公募により入札を行い、調達を行っている。昨今の原油や液化天然ガス、LNGの価格高騰に伴い新電力会社との契約が困難になり、大きな負担増を強いられている自治体が発生している。玉村町の契約状況はどうか。懸念はないのか。さらに、脱炭素社会実現等を踏まえた電力量の削減への取組は今後の重要な課題であると思う。今後、電力量の削減への取組についてどのように取り組んでいくのか、伺います。

2点目、社会体育館の指定管理者制度導入について。令和3年第4回定例会において、改修工事を機に指定管理者制度導入について積極的に検討することを提案した。その時点では、新しくなった施設の業務内容や管理経費、維持管理費用などの状況を踏まえ、導入に向けて研究を進めるとのことだったが、今回、早い段階で導入する考えに至った経緯、要因は何か。また、現在の運営状況及び管理経費の削減をはじめ、導入に伴うメリットをどのように考えるか、具体的に伺います。

3点目、観光交流拠点公園構想調査事業の進捗状況及び今後の進め方について。令和4年度の新規事業として、高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区に観光交流拠点となる都市公園の整備について、民間活力導入を見据えた調査、検討を行うとして、観光交流拠点構想調査事業が予定されている。具体的にどのような形で進めていくのか。重要なことは、玉村町としての考え方、町民からの声を委託業者とキャッチボールすることだと思う。そうすることによって、画一的でない実効性のある、より意味のある構想が描けるのではないかと思うが、どうか。その一例として、最近注目度が高まっているスケートボード施設の整備について、騒音対策など環境面を考慮すると本公園は計画地として最適であると思う。町民からの要望の声が高まっている中、検討に値すると思うが、計画する考えがあるか、伺います。

最後、4点目、玉村町で収穫された地場産の小麦を使った麦焼酎の開発について。玉村町の農業関係者を中心に、玉村町ならではの地場産の小麦を使って独自ブランドの麦焼酎を開発しようとの動きが生まれ、気運が高まっているようだ。自分も賛同を求められている。小麦の耕作面積が大きいことも地の利であり、麦秋の郷のイメージとも合致する。周辺に期待する声が多い。そして、何よりも新しいことに挑戦しようという試みがすばらしいと思う。町として積極的にフォローすべきであると思うが、現時点で実現に向けて解決すべき課題をどう捉えているか。また、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

以上で、1回目の質問といたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 新井賢次議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、電力自由化後の新電力会社との契約の状況、推移及び今後の電力量の削減への取組についてお答えいたします。町公共施設における高圧電力の調達は、令和3年度の電力調達契約よりこれまでの19施設に北部公園、玉村町総合運動公園の2施設を加えた全21施設を一般競争入札により契約者を決定しております。今年度の契約状況は、令和4年2月8日に執行した入札において、各施設の予定電力量に応じた常時基本料金単価と電力量料金単価を加算した総計価格にて、予定価格1億2,037万4,000円に対して、請負比率87.69%で、落札価格が1億555万8,828円にて丸紅新電力株式会社が落札者となり、令和4年2月24日に電力調達契約を締結しております。供給期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間として、常時基本料金と電力量料金の単価契約となっております。

新井議員ご指摘のとおり、新電力会社による入札が不調となる機会が多くある背景には、燃料調達費の高騰により長期間の単価契約に対するリスクが影響していますが、今のところ、丸紅新電力株式会社から単価に関する協議はありません。

次に、脱炭素社会実現等を踏まえた電気量の削減への取組について申し上げます。公共施設の電力

量削減は、地球温暖化に大きく影響を与えているCO₂削減に直結する課題として、町では環境基本計画や地球温暖化対策実行計画に掲げて取り組んでおります。ハード面では、昨年度実施した庁舎・保健センターにおける玉村町地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入事業において、太陽光パネル及び蓄電池の設置、照明器具のLED化、空調機器の更新などによりCO₂の削減量が年間約170トン見込まれています。また、ソフト面では、既に定着していますが、各施設での空調、照明の節電を徹底するなど、身近な行動から積み上げることを継続しております。

次の社会体育館の指定管理者制度導入についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、観光交流拠点公園構想調査事業の進捗状況及び今後の進め方についてお答えします。本事業は、町の新たな玄関口である高崎玉村スマートインターチェンジ周辺に高速道路を利用する首都圏からの観光客を町に呼び込むことができるような民間の商業施設などを兼ね備えた観光交流拠点となる公園の整備可能性について、調査、検討を行うものです。

まず、進捗状況ですが、6月に指名競争入札を経て、玉野総合コンサルタント株式会社と契約を締結し、現在、現況把握及び敷地分析などを行い、公園整備基本計画を策定しているところです。その後、民間事業者へのサウンディング調査を実施し、参入意欲や整備可能な事業スキーム、事業参加の可能性や条件などを把握し、公園整備の可能性を判断するスケジュールとなっております。

具体的な公園施設につきましては、本業務により民間事業者の参画が見込めるという結果が出て、公園整備事業への着手を決定した後、来年度以降、検討を進めていく計画ですので、スケートボード施設に関しましても、事業参加を希望する民間事業者などと意見交換を行いながら検討をしていくこととなります。

次に、玉村町で収穫された地場産の小麦を使った麦焼酎の開発についてお答えいたします。玉村町では古くから麦が生産されており、令和4年産の小麦については約587ヘクタール、二条大麦は約60ヘクタールの作付面積となりました。平成27年頃からは、麦秋の郷として積極的にPRしていますが、玉村町産の麦類を用いた特産品として販売されている商品は見当たらないため、その1つの案として、麦焼酎として製品化、商品化を行うことが可能であるのか、検討しております。

その中で、近隣で焼酎の製造販売を行っている酒造会社にお話を伺いましたところ、二条大麦を用いて焼酎を醸造することは可能であること、1回の醸造で720ミリリットル瓶に換算して6,000本を製造すること等の情報をいただきました。麦の生産者の方々にもお話を伺いましたが、醸造原料となる二条大麦の確保については支障がないようであります。

現時点での状況は、製品化は可能であるということですが、製品化するための費用が必要であることや、実際に販売するためには酒類の販売免許を持っている事業者が必要なこと、また1回の醸造で6,000本が製品化されるため、その販売先をどうするのかなどが課題として考えられます。今後は、販売先の確保や費用負担などの課題について、さらなる検討を行うとともに、どのような体制で進めることがよいのかということも含めて、新たな特産品として製品化できるよう検討を重ねていき

たいと考えております。よろしく申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 新井議員の社会体育館の指定管理者制度導入についてのご質問にお答えします。

社会体育館の指定管理者導入につきましては、昨年12月の定例会において新井議員からご質問いただきましたが、議員ご案内のとおり改修工事中でありました。新しい体育館は、照明のLED化やトレーニングルーム、更衣室へのエアコン導入などで管理経費等の想定が難しいとの考えから、リニューアルオープン後1年間の状況を見て判断したいと考えておりました。

しかしながら、令和4年度当初予算編成に向けて、新体育館の受付業務や清掃の体制などの見直しを行ったところ、土日、夜間の窓口業務委託や清掃業務委託など、これまで以上に多くの経費がかかることが判明したことから、早い段階で指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用した施設管理や効率的な運営を行い、住民サービスの一層の向上を早期に図るべきという結論に至りました。

管理経費のランニングコストにつきましては、長寿命化改修工事に伴い、照明のLED化やトレーニングルーム等へのエアコンの導入などで電気料など不透明な部分はありますが、当初予算や4月からの実績などから必要経費を推計していくことが可能となっています。また、昨今の燃料費の高騰など急激な物価変動等があった場合は、指定管理者と協議を行い、必要な対応をしたいと考えています。

指定管理者の導入に伴うメリットは、人件費等を含めた管理コストの削減が期待できること及び民間のノウハウを活用した住民サービスの向上が図れることだと考えております。指定管理者制度を導入した他の体育館の事例を見ますと、指定管理者の自主事業として、トレーニングルームにおけるプログラム指導、健康教室、バスケットボールやバレーボールなどの競技スポーツの教室、イベントの開催、会議室を活用した教室、講座の開催などが行われています。また、現在持ち込みにより活動してもらっているバドミントンや卓球のラケットなど用具のレンタルや、スポーツ用品の展示販売などを行っている事例もあります。これら全てが実施されるわけではありませんが、各種教室やイベント等、指定管理者の自主事業により施設の有効活用と住民サービスの向上が図られるとともに、町民がスポーツに親しむ機会と利用者の増加が期待できます。

現在、来年度からの導入に向けて、募集、選定作業を進めております。応募者から様々な事業の提案を期待しておりますが、社会体育館のよりよい管理運営方法やサービスの向上と将来的なスポーツ振興を見据えて、業者の選定を進めてまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） それでは、2回目以降の質問を自席からさせていただきます。

まず最初の電力自由化による新電力会社との契約の状況及び今後の電力量の削減について伺います。

今回、私が質問するきっかけは、7月5日の上毛新聞に掲載された、渋川市の原油高、新電力の契約困難、東電切替で1億円増の負担という記事があったから、今回勉強してみようということにしました。これを見ますと、原油や液化天然ガスの価格高騰に伴い、新電力会社との契約が困難になったとして、渋川市は、4日、9月から東京電力パワーグリッドによる最終保障供給の利用に切替えると発表した。電気料金は同社標準価格の2割増しで、現在の2倍程度になる見込みである。今回の切替で1億円の負担増になる。こういう内容でした。

この渋川市の例について、町としてどんな形で検証されたのか。もしあったら教えてください。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） お答えいたします。

渋川市のほうに直接話を伺いました。契約期間が、新聞にありますとおり、昨年9月から今年8月までということで、現在、それまでに昨年度入札で入っていた電力会社が契約が期間満了後、うちではできないという話がありましたので、昨年度、入札に参加されたほかの電力の小売業者、こちらへ問合せしたところ、全て現状の状況では契約ができないということで、新聞にもありました最終保障、東京電力のパワーグリッドに切り替えるほかないということで、補正予算を計算いたしまして、それを出したということで、現状、今の原油高、燃料価格がかなり高騰しておりますので、今はなかなか新電力会社が新しい契約を控えているというような状況だということでありました。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 早速、渋川市に問い合わせいただいたということで、ありがとうございます。

それで、渋川市は、結局新電力会社はどこだったのですか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） その後の8月23日の上毛新聞ですか、そちらにもありましたとおり、渋川市内に佐久発電所という水力発電の発電所があるそうです。その電力を一部使って、東京電力エナジーパートナーがその電力をもともと、聞きますと、火力発電ですとか水力ですとか、それぞれ発電するあれがあるのですけれども、水力、そのもともと電力を取り扱っていたのが東京電力エナジーパートナーだということで、結果的に若干予算見込みは差がありますけれども、大分割高で東京電力エナジーパートナーのほうと最終的には契約をしたということでございます。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 東京電力エナジーパートナーということで、東京電力の子会社的な会社だと思うのですけれども、もともとの新電力会社はどこだったのですか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） もともとの電力会社は、すみません。もともとの電力会社がどこであったかというのは、ちょっと確認をしておりません。すみません。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） それで、先ほどの説明の中で、玉村町は丸紅新電力と契約しているという説明がありました。それで、丸紅新電力は、ほかの電力会社と同じなのですが、ネット等で調べますと、かなり丸紅新電力に対するマイナスの情報がいっぱいあります。ほとんど苦境に立たされているので、これから新しい契約はしないというようなことを書いてありますし、とても心配な情報が幾つもネットにありました。

それで、今、確認させてもらいたいのですけれども、丸紅新電力とは今回、今のところお話がないので、料金を上げるという交渉は始まっていないということですね。向こうからも声がかかってこないから、逆にこっちから大丈夫なのかというようなことをかける必要もないだろうということなのだと思いますが、今現状では丸紅と当町の契約の時点で、今回みたいな電力交渉だとか、いろんなことで価格が上がるときに、そのときはどういう折衝なり対応ができるのかというのは、条件というのは契約書に書いてあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） その契約の中には、物価の大幅な変動があった場合には協議をするということになっております。ただ、今のところ、丸紅新電力からのそういったお話のほうは来ておりません。ただ、今回、渋川市だけではなくて、いろいろなところで契約をしていた新電力が、例えば倒産ですとか、そういうのも結構ありますので、こちらのほうから丸紅新電力さんのほうには、価格がどうかということではないのですが、ちょっとお話を伺いたく、こちらからちょっと連絡をいたしました。お話によりますと、今、新電力会社、先ほど申しましたけれども、新規に今契約のほうはいろんなところが控えていると。どういうふうにしたら今後新電力会社が続けていけるのか。各新電力会社や政府、または大手のところ、東京電力ですとか、そういうところが今、現状模索をしている最中だということでありました。ただ、丸紅のほうから単価についてのというお話のほうは、今回、特にございませんでした。

すみません。先ほどの渋川市がどこで以前契約をしていたかということですが、エネットという会社ということをお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） ありがとうございます。

昨日ですか、今回の補正予算で、電気代として玉村町として3,900万円の増額が計上されたのですけれども、それは今年の4月時点の単価ということで見直したものが総額3,900万円ということだったのです。それで、今回の丸紅とは、このまま済めばいいのですけれども、例えば何か交渉があった場合には、さらにその分がプラスになるのだという状況だと思いますので、これからも注視してお願いしたいと思います。

それで、こういう時代になると、今までも節電については相当求められたのですが、町として、今節電についてどんなことをされているか、それについてちょっと教えてください。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 節電につきましては、今回、このような状況になったからということではなく、以前から空調温度ですとか、例えばお昼休み、あとは時間外については必要最小限の電気しかつかないですとか、昼休みは使っていないところは全て電気を消すですとか、その辺につきましては、高騰という話が出る前から一応各施設とも徹底するようにお願いはしているところでございます。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 今、一般のご家庭でも、今回の件で相当節電に注意をしているという状況があるかと思います。町も、今説明があったように、いろんなことで工夫されているようですから、電力の高騰による負担増は、結局町民の負担増になるということで、そういうことで、町として注意とか、こんなことやっているよということも町民の方に分かってもらったほうがいいかなと、こういうふうに思います。

それで、例えば庁舎の中に入ってきたら、そういうことやっている旨を表示するというか、NHKテレビを見ますと、必ずニュースのときに、今、節電のために通常より電気を暗くしておりますと、必ずアナウンサーのところに出ています。あれも、なるほどなと思って見ているのですけれども、町としてもそういうPRというか、通知を表示することも、皆さんに理解してもらおう一つかなと、こういうふうに思いますので、考えていただければなと思います。

それと、先ほどの答弁の中で出たのですが、役場庁舎の地域レジリエンスによる効果、これについては今どんな形で数値として出ていますか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 先ほどの、まず新井議員さんからの節電の表示ということで、ちょっと分かりづらいのですが、もう大分前から正面玄関と各階の階段のところに、今節電中ですというような簡単なものなのですけれども、そういうのは表示をさせていただいております。また、それ以上、

何かできるようであれば、またさせていただきたいと思います。

昨年度、レジリエンスの大規模な改修工事を行いました。今現在、確認できる範囲内におきまして、こちらの電気量は、昨年度と比較しますと、これだけちょっと値上がりはしているのですが、今、昨年度と比較して7割程度に抑えられているというところでございます。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） そういう意味では、レジリエンス事業が本当にいいタイミングでできたのだなど、改めて今感じました。

それから、先ほどの表示の件なのですが、確かに小さいものはあって、私も気がついているのですが、例えばエレベーターなんかにも、職員はできるだけ乗らないというようなことも表示が、節電のためということで書いてあるので、私も遠慮しながら乗ってきたりしているのですけれども、それをもっと大きく、あるいは受付のところにある電気表示板あります。あそこにも入れてもらったりしたらどうかと、そんな思いがしたので、お話しします。

それから、続いて脱炭素社会についてなのですが、今、住宅への太陽光発電システムということで、太陽光発電をやった場合に助成事業を実施しております。そのことを踏まえて、例えば公共施設でもそういう形のものがないのかなと思います。特に太陽光発電については、学校、小学校、中学校、そこには屋上に広いスペースがあるので、太陽光発電をやっても有効なのかなと、こう思うのです。それで、今回の補正予算なんか見ても、学校は当初予算が1,815万円でした。今回の補正が1,304万円ということで、補正で増になった金額の3分の1が学校による増でした。結局、照明というよりは、猛暑の影響で多分エアコンを使ったのかなと思うのですが、多分その傾向はこれからもずっと続くのだらうと思います。そこで、太陽光発電としては、一番使いやすであろう学校について、例えば国の補助事業だとか、そういうことを検討することができないのかどうか、その点についてちょっとお考えを伺います。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 現状ではどの辺に補助事業等があるかを把握しておりませんが、今後、そういうことを情報収集しながら研究をさせていただければと考えております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 1回目の質問はこれで終わりにしますが、新電力への対応については、来年、新年度どうなるかとか、いろいろ課題が見つまっているようですから、また次の契約に向けて、どういう形にするのか、英知を絞っていただいて、一番安全で、なおかつ安価にできるような方法を考えていただければと思います。

それでは、続きまして、2番目の社会体育館の指定管理者制度について伺います。先ほどご説明を受けましたが、リニューアルが完了して約4か月が経過しました。改修以前と現在の状況について、どういふ変化が起きているか。特に利用者数について、現状把握できている範囲でご説明ください。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 改修前以前の利用者数と現在の利用者数なのですが、改修前というのが令和2年、3年というのがコロナの関係で休館したりなんかしているので、ちょっと比較できないので、令和元年のところと比較しますと、そのときの4月から8月までと令和4年の4月から8月までの5か月間を比較すると、50%くらいの状況であります。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） それは全体でということなのだと思いますが、トレーニングルームに限って言うとどんな感じでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） トレーニングルームにつきましては、料金で入場料というか、それでちょっと比較しますと、コロナ前は全体の62%とか68%ぐらいの間で収入があったのですが、今はアリーナとトレーニングルームの料金の割合が50、50ぐらいでありますので、若干トレーニングルームの利用者が少なくなっているかなというところではありますが、6、7、8月、この辺に来ましてトレーニングルームの利用者が増えてきているところでもあります。この辺はトレーニングルームに空調が入ったことも影響しているのかなと考えております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 先ほど令和元年と比較してという話でした。その数字はどうも、その前の平成30年と比較してもほぼ同じような感じのようですが、例えば3か月で比較して下がっている、せっかく新しくなって快適な環境になっても実際に利用者が減っているというのは、現状でどういふふうに考えますか。どういふ理由で減っているのだらうと思いますか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） まだコロナの影響が続いているということが最大の要因だと思いますが、トレーニングルームに関しては約1年間休館した。このことによって、いつもトレーニングを定期的に行っている人が民間へ流れた可能性も否定できないかなと考えております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 結局、工事中には使用できなかったという状況が続いていて、その間で、今まで社会体育館に通ってきたお客さんが違う施設に行ったと。それで、終わったのだけれども、まだ利用券があったというので戻ってきていないということのご説明でしたけれども、私も大分前なのですけれども、あるとき、リニューアル終わってオープンしているのですかと聞かれたことはありました。私は、改修工事が終わってリニューアルできているということのPRが皆さんに足りないのではないか。それが一つの要因かなと思うのですが、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） リニューアルオープンのイベントにつきましては、現在、実施する方向で進めているところでありますが、コロナの状況がちょっとよくなかったところもあって、リニューアルの周知につきましては、なかなか、来てくださいということもちょっと控えてしまったのですけれども、この10月9日にリニューアルイベントを実施して、広く周知していければと考えております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） その10月9日のリニューアルオープンのイベントについても、まだ今はほとんどの町民の方が知らないということだと思いますので、ぜひこれはいろんな手段を使って、例えば広報だとか、メルタまだとかいろいろ使って、10月9日にこういうことやりますよということをもまず皆さんに周知することをお願いしたいと思います。

それから、前回7月15日に全協で説明いただきました今回のリニューアル後の指定管理者導入のメリットについて、管理経費の削減というのが1つありました。その中で、指定管理経費、それから利用料の収入、指定管理経費から利用料の収入を引いたのが指定管理料だと。その説明の中で、金額が見込みとして載っているのですが、これの算出した根拠について説明してください。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 7月15日の全協に提示しました資料につきましては、現在の予算を基に現状を出しまして、指定管理導入後の経費につきましては、私というか、スポーツ振興室のほうでも指定管理を行った場合の人件費がちょっと読めない部分もあったので、参考見積りもいただきました。そういう中で比較をさせてもらったのですが、若干、感想としては多めに取っているかなというところもありますが、それが経費として下がれば指定管理料も下がってきますので、おおむねそんなに変わらないかなと私は考えています。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

[4番 新井賢次君発言]

◇4番(新井賢次君) その中で指定管理経費が窓口業務委託と、それから光熱費に分かれるかと思うのですが、光熱費はこの2,780万円の中でどのくらいを今含んでいるのですか、その試算の中でと。

◇議長(石内國雄君) 生涯学習課長。

[生涯学習課長 宇津木雅彦君発言]

◇生涯学習課長(宇津木雅彦君) 参考見積り等では光熱費などは結構多めに見ているところがある状況なので、それでも今の物価の高騰というか、燃料費の高騰にはかなり影響されると思いますが、現在、これまでの状況も先日の説明会で参加者には説明させていただきましたので、それを基に応募者は見積もってきていただけたと考えております。

◇議長(石内國雄君) 4番新井賢次議員。

[4番 新井賢次君発言]

◇4番(新井賢次君) 先ほどの教育長の答弁の中で、新しくなってから、例えば清掃だとか、いろんなことで大幅に管理経費が増える傾向があったということがあったので、早く指定管理者制度に移行してという、こういうお話があったと思いますが、今年の補正予算で、昨年末ですか、今年の予算で窓口担当業務としては928万円を確保しました。それは、前年ですと約200万円とか300万円で、既にこの時点で600万円ぐらいは上げているわけです。それで、実際に今回管理している株式会社NSP群馬ですか、そちらとの契約は928万円より低額だったと、こういうふうに伺いました。その上で、928万円をベースにして現在の単価を試算してみると、例えば今は土日、祝日、それから平日の夜ということは、現在、町の職員はほとんど介入しなくて委託業者がやっているという状況ですよ。それを単純に計算して、今度平日の昼を増やすということになると、試算なのですけれども、約1,600万円ぐらいでできそうだというのがある試算なのです。

ですから、課長が今ご説明してくれた、ご説明というか、書いてある2,780万円から光熱費なり管理料を除いたものがどのくらいで試算されているのかなということちょっと伺ったのですが、そこまではあれですか。

◇議長(石内國雄君) 生涯学習課長。

[生涯学習課長 宇津木雅彦君発言]

◇生涯学習課長(宇津木雅彦君) 今年というか、令和3年度予算で債務負担を取った額が928万円だったと思いますが、実際に契約したのは800万円くらい。入札でそのぐらいになりました。そんな中で、委託の場合は2名ということで、特に責任者とかそういう言い方はしていないので、2名が2人ともパートの人でもやむを得ないかなという中で、指定管理の場合は必ず統括責任者または副統括責任者ということで責任者を必ず置く。それプラス1名で、2名が最低限で、管理に当たって、それぞれの応募者がどういう管理をするか。そういうことを踏まえて何人という人員を配置すること

になると思いますので、必ず2人でいいのではないかという比較はちょっと難しいかなというところ
であります。そんな中で、今回、参考見積りを参考に比較させていただいたものとなっているところ
です。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 私の試算も渡してありますので、一回見ていただければと思います。

それから、指定管理者の募集が始まっているという状況で、応募者の数は何社あったのでしょうか。
応募者ではないです。8月20日、募集説明会がありました。このときに参加企業は何社あったので
しょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 一応、募集要項等配布した中で、必ず説明会に来た人が応募でき
るという形を取っておりますので、6社ということであります。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 意外と来たのだなと思っておりますが、一応6社が最終的に応募する可能性が
あるということですね。

それから、先ほどの数字であります。その数字は、この応募要項にもどこにも書いていないし、例
えば今、町として考えている算定した数字みたいなものは参加業者には渡っていませんよね。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 説明会では令和4年度の新しい数値を提示というか、説明、口頭
でさせていただきましたが、必要があれば、今、質問期間中でありますので、そういう質問が出てく
ると思います。質問が出てくれば、全社にこういう質問に対してこういう回答したということで進め
させていただく予定です。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） これからいろんな質疑があるかもしれませんが、公正に返事をしてい
ただければなど、こういうふうに思います。いずれにしても、指定管理者制度のメリットとして、経
費の削減も一番手なのか、二番手なのか、重要な項目であると思いますので、その辺はぜひ十分にチ
ェックしていただいて決めていただければと思います。

それから、もう一点、今現在、町職員の方、皆さんは、社会体育館の事務所におりますが、指定管
理者が決まった後はどうされるのですか。例えばあの場所に残ると、指定管理者として電気代とか

管理費だとか、いろんなことで難しいことが出るのかなと思うのですけれども、現状は今どんなお考えなのですか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 町の職員につきましては、社会体育館を指定管理にする以上、責任の所在もいろいろ問題がありますから、という中で、スポーツ行政、スポーツ推進委員や体育協会、スポーツ少年団、学校開放とか、また県のいろいろな事業とか、体育大会とか、そういうものもあります。そういうことに関しては、どうしても職員がやらなければならないという部分がありますので、体育館から引き揚げ、文化センターでやるのがいいのかなというところで、今後相談していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 指定管理者制度のメリットを最大限生かすために選定委員会による優先交渉権者との細目協議が極めて重要になると思います。その点、しっかり対応していただければなと思います。

今の経緯では、町長、どんなお考えですか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） リニューアルオープンしたばかりなのですけれども、様々な課題を抱えながら、社会の物価高の中での対応でもあるし、電力が非常に高くなってきている中での指定管理というところで、数字的に確定的なところは出てこないかと今思うのですけれども、その辺の調整も踏まえて、それから後のいろんなイベントの活性化、社会体育館のいろんな企画を、いろんな形ができるような発想の体育館にして、スポーツに親んでもらえるようなエリアにしていくということが大きな目的でありますので、このことによって町民の健康づくりに寄与できるというところを踏まえてやっていきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） ありがとうございます。

それでは、続いて、観光交流拠点公園構想について伺います。まず、この観光交流拠点公園構想、この名前がどういう形でこういう発想が出たのかというのが非常に興味があるのですが、この間の全協で現地の説明をされたときに、今の道の駅の南側で3.7ヘクタールというのが計画地だという説明を受けて、私、実はびっくりしたのです。この名称から、まさかこんな広い場所を町としてどう使うのかを考え始めたということが実は驚きだったのですが、この観光交流拠点公園構想、もともとこ

ういうものをつくろうという発想はどこから出たことなのですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

やはりこのタイトルは、国のほうの補助をもらう関係とか、応募があったのですけれども、そういった応募の名称がそういった名前から来ていると思います。ですけれども、内容的には観光の交流の拠点ということで、玉村町としては高崎玉村スマートインターチェンジ周辺、こちらについては広域的で、町民はもとより県内、関東甲信越、そういったところで高速道路でつながっておりますので、玉村町として観光客を呼び込む場所、玄関口という意味で、場所的にはスマートインターチェンジ周辺ということで設定しているものであります。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 最近になって、高崎市のほうになるのですけれども、例えばドンレミーだとか、それから新しい大規模集客施設を高崎市で計画していると。隣り合わせに幾つかあるわけです。例えばそれと同じような建物というか、そういうものの計画というのは、この土地ではできないのですか。例えば、今回のドンレミーの計画が具体的になって、地鎮祭もやったようですけれども、あの敷地が今回の敷地と同じ、ちょうど3.7ヘクタールなのです。この3.7ヘクタールを最も効果的に使うのは、例えば土地利用計画とかで公園だけしかできないのでしょうか。ほかの用途で利用するために検討するというか、そういうことで働きかけて土地利用計画の見直しをすとか、そういう方向はないのですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

この事業は、単に都市公園事業として公園を整備するというシンプルなものではなくて、今回委託しておりますが、委託業務の内容フローとしましては、現状を把握することや、当然敷地の土地の分析、それから計画内容の検討や方針の設定、基本計画図の作成、概算事業費の算出、そして基本計画の作成ですが、その途中でサウンディング調査ということでデベロッパーさんに手を挙げていただくと、こういった構想があるのですが、こういう中で、都市公園の中でデベロッパーさんであれば、店舗とか、そういった関連事業者等、かなり呼び込むことができますので、まずはこういった土地につくること、参入していただくことが可能かどうかということの意向を検討していただきます。その中で、最初から玉村町が住民ニーズに応えた施設、今、一例が挙がっていますスケートボードとか、そういった具体的施設を条件につけていきますと、手を挙げてくれる事業者さんが減るという傾向にはあると思います。ですので、まずは参入していただく業者を募る。その中で、町の住民ニーズに沿っ

たものを取り込めるかかどうかということを検討していきたいということです。広範囲、立地条件が非常に適切な場所ですから、広域から呼び込むということについて、高崎市のほうも今回案がありますが、そういったもので、周辺ということで活性化、活発になっていけばよいのかなというふうな考えです。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 新しい観光交流拠点の目玉になることはもちろんだと思いますけれども、これだけの広い土地ですから、玉村町にとって極めて重要な計画になると思います。ぜひ積極的に進めていただきたいと。その上で1つとしてスケートボード施設を考えていただければなということをおっしゃいます。

最後になりますが、玉村町産小麦を使った麦焼酎について、先ほどご説明を伺いました。町としても積極的に取り組んでいただけるということで、期待したいと思います。私もふだん、どちらかというと麦焼酎ではなくて芋焼酎なのですが、これからちょっと麦焼酎に慣れるように晩酌を考えていきたいなど、こういうふうに思います。せっかくできた新しい気運ですから、ぜひ実ってほしいなど。早く地場産の麦焼酎が飲めるようになりたいなど、こういうふうに思っています。ぜひ積極的に支援していただければなと思います。

以上で終わります。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。2時30分に再開します。

午後0時18分休憩

午後2時30分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、7番備前島久仁子議員の発言を許します。

〔7番 備前島久仁子君登壇〕

◇7番（備前島久仁子君） 議席番号7番、備前島久仁子でございます。傍聴人の皆様には、雨の中、ご足労いただき、ありがとうございます。町民の皆様の声をしっかり受けて、今日も町政に呼びかけてまいりたいと思っております。

まず初めに、8月1日の町民の日の周知と、行事、そして無料開放施設の町民参加の呼びかけについて伺います。平成29年8月1日に制定されました町民の日は、5年を経過いたしました。町民にはなじみが薄いように思います。広報の仕方や周知はどのようにしているのか。また、前日の7月31日は北部公園で、ちびっ子を対象としたイベントが開催されていましたが、当日8月1日の式典

やイベントはなかったように思います。そこで、町民の日を制定した目的と、町民の日を祝うという認識があるのかをまず伺います。

さらに、社会体育館及びB&G海洋センターの無料の開放が広報で掲載されておりましたが、ふだんから利用されている町外の人への周知はあったのかどうか。町民の日の無料開放は、近隣市の人への利用の促進も兼ねて行うべきだと考えます。町のホームページで町民の日を知らせる掲載はありません。近隣市の人へも周知すべきではないかと考えますが、どのように思いますか。

次に、2番目、保育所及び放課後児童クラブ利用者の負担の軽減について伺います。1、保育所並びに放課後児童クラブの待機児童の数、また希望する保育所を利用できる割合、1世帯で幾つかの保育所を利用せざるを得ない数はどれほどあるのか、伺います。

2、小さな子供を連れての送迎を考えれば、保護者の持参する荷物が少ないほうがよいわけですが、おむつ持参の現状、使用済みおむつの持ち帰り、午睡用布団、これはお昼寝用の布団です。その持ち帰り、ミルク等の現状と負担の軽減について伺います。特に使用済みおむつについては、本年2月に実施された保育園からおむつの持ち帰りをなくす会というのがありまして、その調査によりますと、公立保育園がある全国1、461市町村のうち、4割に当たる576市町村が使用済みのおむつを保護者に持ち帰らせているという実態があります。一方、群馬県内の保育園でも、30%から39%の自治体で、使用済みおむつを持ち帰らないとならないような現状であります。玉村町もそうではありません。隣の高崎市では、使用済みおむつは市が処理しているようではありますが、衛生面や手間、感染症対策など保護者及び保育士両方の負担軽減のためにも玉村町でも早期に対策が必要ではないでしょうか。また、課題があるとすれば何か、伺います。

3、保育料や副食費、放課後児童クラブ利用料の支払いには、税金と同様にキャッシュレス決済を導入すべきと考えるが、いかがでしょうか。伺います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 備前島久仁子議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、町民の日の周知と行事、無料開放施設の町民参加の呼びかけについてお答えいたします。まず、町民の日の広報や周知の仕方ですが、例年8月1日に近い週末に、町民の日の存在や意義を知っていただくため、イベントを企画してまいりました。そのイベントの告知と町民の日の制定目的なども併せ、広報たまむら及び町ホームページにて広報や周知を行ってまいりました。

過去2年間はコロナ禍のためイベントを自粛していましたが、今年度は密を避け、かつ子供が楽しく体験できるイベントとなるよう、7月31日の日曜日に北部公園で町民の日記念イベントを町と北部公園の指定管理者である株式会社スポーツプロテクトとの共催で開催したところでございます。また、その周知方法につきましては、広報たまむら7月号及び町ホームページに6月16日から8月1日

まで掲載いたしました。

一方、町民の日は、玉村町民の日を定める条例において、町民が郷土の歴史を振り返り、ふるさと玉村町への愛着と関心を深め、町民であることを誇りに思うとともに玉村町をよりよき町として、より豊かな生活を築いていくことを考える日と定められており、祝日の意味合いの祭日という認識はございません。

施設の無料開放につきましては、8月1日の町民の日の当日は、社会体育館及びB&G海洋センターが休館日になることから、前日の7月31日に無料開放を行いました。広報への掲載はもちろん、町ホームページにも町民の日に係る無料開放の記事を掲載しております。しかしながら、社会体育館のトレーニングルームについては、コロナ禍のため人数制限を行っていたことから、利用者への周知については特段行っておりませんでした。そのため、町内、町外を問わず社会体育館へ来館される方に対する周知はできておりませんでした。

今後このようなイベントが行われる際には、広報たまむら及び町ホームページでの周知に加え、館内にもイベントの案内等を掲示して、利用者及び来館者に対する周知を行っていきたいと考えております。

次に、保育所及び放課後児童クラブ利用者の負担軽減についてお答えいたします。まず1点目の保育所における待機児童数についてでございます。9月1日現在において、3名の待機児童が発生しております。なお、放課後児童クラブにおける待機児童はございません。

また、希望する保育所を利用できる割合についてでございますが、令和3年9月に実施しました保育関係施設利用申込みの一次募集における状況でお答えいたします。利用申込みの総数は226件ございまして、このうち第3希望までのどこかの施設に内定した件数は約84%に当たる189名でございます。残りの16%に当たる37名につきましては、第3希望までの施設の内定がかなわなかったという状況でございました。また、1世帯で複数の施設を利用している世帯数は、9月1日現在で10世帯となっております。

次に、2点目の保育所送迎時に保護者が持参できる荷物の現状と負担軽減についてお答えいたします。公立保育所における持参する荷物の現状につきましては、毎日のおむつの持参と使用済みおむつの持ち帰りとなっております。午睡用布団につきましては、週明けの持参と週末の持ち帰りとなっております。ミルクにつきましては持参はございません。

使用済みおむつの持ち帰りにつきましては、既に検討を始めており、保育所へ意見の集約を行ったところでございます。その中で課題として、便の状態による子供の体調確認ができなくなるほか、施設でまとめて廃棄することになった場合、利用者が多い保育所において、使用済みおむつが相当量発生することが想定されますので、使用済みおむつの保管方法や保管場所の確保等に課題がございます。しかしながら、使用済みおむつを毎回個人ごとに管理する必要がなくなる大きなメリットもございます。全国的に見ましても、公立保育所がある市区町村のうち、持ち帰りなしとしている自治体が約6割

となっている現状もあることから、引き続き保護者と保育士双方の負担軽減に向けて研究してまいりたいと考えています。

次に、3点目の保育料、副食費及び放課後児童クラブ利用料のキャッシュレス決済導入についてお答えいたします。まず、保育料の支払い方法につきましては、現在、口座振替と納付書払いの2通りがございます。保育所入所決定通知を送付する際に口座振替申込書を同封しており、希望する方は口座振替申込書を提出していただくことにより口座振替になります。提出がない場合には納付書払いとなり、年度途中での変更も可能となっております。令和4年8月現在では、納付対象者155名のうち80%に当たる124名が口座振替を利用しています。

また、公立保育所の副食費と放課後児童クラブ利用料の支払いは、毎月、集金袋による現金納付となっております。参考までに、滞納はございません。

キャッシュレス決済の導入に当たっては、利用者の利便性の向上が図られるものと思いますが、既存システムの改修による導入コストや新たな収納手数料の増加など多面的に考えていく必要があります。現状では早期の導入は考えておりませんが、今後も検討を継続してまいります。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 自席より2回目の質問をさせていただきます。

ホームページ等で8月1日までは町民の日の掲載をしたという答えでありましたが、私がホームページ等全て見ましたのは8月1日を過ぎておりましたけれども、8月中はせめて町民の日という掲載は残しておいたらどうかと思うのです。

それと、8月1日に町のホームページで、町の紹介というところで町長が8月1日に挨拶をしております。ウクレレ国際大会の話題などをしておりますが、その中でも、8月1日は町民の日だという挨拶は一つもないのです。この点はどのように考えますか、町長。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） それは、どこのところ、ウクレレが来たとき。

〔「ホームページに載っている……」の声あり〕

◇町長（石川眞男君） この8月1日はコロナ感染状況がかなり高かった日であり、それでまたイベントを7月31日に北部公園でやるについても、やるとは決まってはいて、しかし、あのときは物すごく暑かった。それから、コロナの高止まりの状況があって、それで8月1日の前日、日曜日にやったわけです。だから、町民の日という意識はあったのだけれども、言葉として載っていなかったということですか。それはちょっと、私だけ分かっていたということにとらわれてしまうと困るけれども、結果としてちょっと言葉足らずだったかなという感じはしないでもないです。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

◇7番(備前島久仁子君) 暑かろうが、コロナだろうが、町長は町の顔であります。ですから、8月1日は町民の日と町が決定しているのであれば、まずそこからPR。それは暑い、コロナ、そういうことではなくて、まずしっかりそういうものをPRして、まず町民の皆さんに、8月1日は町民の日ですという意識をまず持ってもらうということの意識が非常に大切ではないかなと思います。そして、その8月1日にわざわざ町のホームページに町長の挨拶が出ているわけです。これを見て、これでは8月1日はなかなかPRできないなと私は思いました。

そして、催物、そして募集という欄にも、社会体育館、スポーツ施設案内にも、そして海洋センターや公共施設、イベント、事業等の情報にも、その8月1日が町民の日ですよということのPRがホームページには一切載っていなかったのです。8月1日に消したということですが、8月1日の町民の日であれば、8月中はぜひホームページに残しておいていただきたい。そして、長寿命化改修工事に伴い令和4年3月31日までは休館いたしますという記事なんかは載っているのです。もう3月31日はとっくに過ぎております。こうしたとっくに過ぎていた記事は載っているけれども、ホームページにPRがないということは、これは企画課なのでしょうか。何課なのでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 企画課長。

[企画課長 大堀泰弘君発言]

◇企画課長(大堀泰弘君) すみません。ホームページの管理等行っておりますので、お答えいたします。

今回のイベントにつきまして、町民の日のイベントということで、企画課で企画をしました。その北部公園のイベントに関しては、併せて町民の日をPRするというので、一緒のホームページでしたので、イベントが終わったということで、同時に消したということになります。それ以外の施設の利用については、各施設でお願いはしているところではあるのですが、そちらのイベントについても適切に対応していけばよかったと思っております。

◇議長(石内國雄君) 7番備前島久仁子議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

◇7番(備前島久仁子君) イベントをやるから、イベントのPRを載せるということはもちろんなのですが、何のためのイベントかと考えますと、町民の日のイベントであります。ですから、そのことをしっかり周知する必要があるかと思えます。

メルたまやオクレンジャー、そういうもので町の情報をSNSで発信しておりますけれども、このオクレンジャーでも1日は熱中症にご注意とコロナ関係のみの記事でありました。この中にもどうして8月1日は町民の日ですよということを分かってもらおうとしないのか。とても残念だなと思うのですが、どうでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） そのとおりだと思います。そのPRということで、広報等には載せたのですけれども、そこまで手が回らず、すみませんでした。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） やはり町長をはじめとして職員の皆さんもせっかく決めた町民の日であります。それを町民の人たちに知ってもらうというは大変必要かと思うのです。町民の方からも言われたのです。広報で町民の日だというふうに見たけれども、それは社会体育館、ジムが無料開放するという記事で見たけれども、そのほかに町民の日だということでPRが全然されていないのではないかと町民の方から伺いました。

副町長はどのように考えますか、こういうこと。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） 町民の日の周知が足りなかったということですが、まさに備前島議員おっしゃるとおり、町民の日は町民の方が玉村町に愛着と誇りを持って自治の意識を高めるということで条例に制定されているわけですが、本年度はコロナ禍でありまして、無料開放するに当たっても、あまり集めないほうがいいのではないかと、そういう危惧も当時ありまして、なかなか広められなかったのもあって、本当に申し訳なかったのですが、今後、町民の日はこういう経緯で制定されたのですよと、皆さんに玉村町の愛着と理解、誇りを持ってもらうということで定められたということで、施設開放であるとか、イベントであるとか、そういったことは今後これまで以上に周知を図っていきたくて考えております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） コロナの感染が今これほど広がっている中で、コロナを考慮してそういうPRをしなかったというのはぜひ言い訳にはしないでいただきたい。町民の日というのをしっかり伝えるということは、そこに入場者数が増えるとか、増えないとか、そういうことを懸念するものではないと思います。しっかり、1日が町民の日であることを皆さんに知ってもらう。まずはそれが前提です。だから、コロナだとか、暑いからとか、もうそれは言い訳にしか聞こえないのです。しっかりそれを町が発信するかどうかということでもあります。そして、無料開放した場合に、たくさんの方が来られたと。そして、整理をしたということはまた別の問題でありますので、一緒にしないでください。よろしくお願いいたします。

そして、社会体育館の無料開放についてお伺いいたしますけれども、社会体育館は月曜日が閉館日になっております。そして、通常、月曜日が祝日の場合は月曜日に開館をして、翌日を休みにしてお

ります。8月1日は祝日ではなかったのに、日曜日に無料開放したわけですから。そして、ジムや海洋センター利用者へその無料の開放の知らせがなかったということでもありますけれども、無料開放、その館の中に、社会体育館、そしてジム、そして海洋センターの利用者がいるわけですから、日頃お金を払って利用されている方がいるわけで、それは町外の方もいます。その方たちに、その日は無料開放の日ですから、どうぞ来てくださいというPRをしっかりとすべきではないかと思うのです。わざわざお金を払って来ているわけですから。そうしたら、その利用者には、まずお知らせすべきではないかと思いますが、どのように考えますか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 今回、コロナを理由に人数制限していたというのは言い訳になってしまいますけれども、正直、PR不足というのは否定できません。申し訳なかったと思っています。海洋センターにつきましては、指定管理者は自主的に無料開放を掲示してお知らせしていたところですが、体育館につきましては、無料開放ということを企画課に情報提供したのみで、お任せしていたということで、本当に申し訳なかったと思いますが、今後、次に10月9日のリニューアルイベントのときも無料開放で、トレーニングルーム機器のメーカーが指導に来ますので、こういったことは早めに周知していきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 社会体育課のトレーニングルームジムは、コロナの感染もありますし、そしてその後、改修もありまして、2年半ぐらい使えなかった時期があるかと思っています。その間に、それまでの利用者のほとんどが町外の施設を使っているのです。それはもう十分承知だと思うのですが、なかなか戻ってこないという現状、先ほど午前中のお話で、半分ですか、そういう利用者になってしまったわけですから。それでも、今、少しずつ、少しずつ戻ってきてはいますけれども、まだまだ人数制限をしたとしても余裕がある状態です。そのトレーニングジムをよく使われている方からその質問を受けたのです。日曜日に無料開放しているという情報は、それは広報を見れば分かるかもしれない。町外の方は全然分かりません。どうしてそれをPRしないのですか。いつもお金を払って来ている人にそれを知らせ、この日は無料ですから、開放しますから使ってくださいというPRをどうしてしないのだと。もっとものことではないでしょうか。そういう周知がやっぱり足りないのです。だから、町外のほうに人が逃げていく、こういうこともあるかと思うのです。今、少しずつ、少しずつ戻ってはきていますが、こういう現状はどのように考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 町外、町内、そういう隔てなく利用者は一緒なので、町外の方は

なおさら料金が高くなっている部分もありますので、周知して、無料のときに経験してもらえれば、また続けて来てもらえるようなこともあると思いますので、やっていきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 町外の方は利用料300円、毎回払って、ほぼ毎日のように来ている方もいらっしゃると思いますので、そういう方に1日だけでも無料で開放するという事は、ぜひPRをお願いしたいと思います。

そして、トレーニングジムは、やはりエアコンも入りました。大変きれいな施設になっておりまして、利用者がだんだん、だんだん戻ってきておりまして、私も週に5日くらい利用しておりますけれども、そして感じるのは、機械の使い方が分からない。今日初めて来たのです。女子大生、そういう方、多いです。あと、やっぱり健康管理のために来ました。でも、機械の使い方が分からない。そこにいる方がみんなそれぞれが教え合うのです。あそこのジムのすばらしいと思うところは、使い方が分からないのを教えてくれる。これはほかのジムでは絶対にそんなことないと、ほかの利用者の方は言っていました。非常にアットホームな雰囲気、すばらしいなと私は感じております。

ですから、そういうところもあって、少しずつまた人が戻ってきていますねと、トレーニングされている方が言うておりましたけれども、とてもそういういいところがありますので、せっかくだから、よくPRされて、そしてもっともっと人が増えて、そして健康増進、それは健康増進のためです。そういうものに使っていただけるように、しっかりとしたPRをしていただきたいと思いますが、10月のリニューアルした社会体育館のイベント、これは主にどんなものをどういうふうに発信していきますか。

◇議長（石内國雄君） 備前島議員、質問の内容が町民の日の周知等になっていきますので、社会体育館のイベントは今後の事業になるので、その分については内容を変えていただきたいと思います。

◇7番（備前島久仁子君） では、そのPRはよろしく願いいたします。今後もしっかりと利用者に向けてよろしく願いいたします。

それでは、待機児童と、そして保護者の利便性、保育所を利用する方の利便性について伺っていきたいと思っております。近年は少子化が進んでいること。そして、政府が待機児童の解消に向けて、保育所、施設を増やしてきたこと。それで、待機児童数は過去最少だということでもあります。保育所の空きが広がってきている自治体もあるということでもあります。一方でフルタイムの共働きの世帯の割合が増えてきていること。そして、女性の就業率が高くなってきていること。こういうことを考えると、保育所への申込者の数は再び増加することも想定されるのではないかとというふうに政府が述べております。各自治体で必要な受皿確保が進むように支援をしていかななくてはならないということでもあります。先ほど聞きますと、3名の待機児童数があって、そして第1から第3までの希望者は84%は入れるけれども、それ以外の16%はまだ入れないと。玉村町を希望していても入れないと

いう状態であります。元子ども育成課長だった副町長、ずっとそのことには取り組んでこられたと思いますが、現実問題として待機児童いるわけです。保育所のニーズはどのように考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） 待機児童がいるということは、共働きのご家庭、独り親家庭のご家庭にとっては本当に生活に直結する問題ですので、早急に解決すべき問題であると考えております。ですので、これまで民間保育所の誘致等で対応してまいりましたが、今後、この待機児童が発生するのが、今がピークであるのか、それとも今後も待機児童が発生する傾向であるのか、これは十分見極めて、過大な投資はできませんので、その辺は見極めて今後の方針を定めていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 町長はこの件、どのようにお考えですか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今、子供の児童数が群馬県内全体で見て、非常に一番少ないとか、出たところもあります。やはり子供、子育てしやすい環境をつくって人口減社会に対抗していくというのが、どこの自治体もそうだと思いますし、玉村町もそういった中で生きているわけですがけれども、私の弟のうちを見ても、微妙なところで保育所、例えば一つの保育所へ行ったり、母親が勤めている会社の託児所へ行ったりという中で、結構いろいろ微妙な動きがあって、しかし、今、副町長が言ったように、独り親世帯で仕事ができなくなるような状況を解消しなければいけない。では、保育所をどこかへ造ろうかといっても、それだけのものを投資して本当に今度は維持できるのかどうかという、そういったことも踏まえながら対応していく。だから、その見極めというものが、どこまでやっていけばいいのかなというところでの非常に難しさはありますけれども、しかし、こういった状況は解消していくようなことがとても大事なことだと思います。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 今、町では3名の待機児童がいて、そして第1希望から第3希望までの入れる世帯が84%、あと16%はどこかの民間に行くか、また町外の保育園に預けているという状態かと思えます。また、1世帯で2つ、3つの保育所を利用しなくてはならないというケースもあるわけです。10件あるとおっしゃいました。10件あるわけです。ですから、これを考えても、待機児童は3名でありますけれども、やはり第3希望までで入れない。あるいは、入社する前の忙しい時間に保護者は2人の子供を別々の保育園に預けて入社をするというこの状況、これを毎日朝晩繰り返しているわけです。この現状を考えますと、こういうものが少子化が進む原因の一つになっていると

私は思うのです。まだまだ整備されていないです。働く女性応援のための環境はなかなか整っていないというふうに思うのです。

例えば、上之手在住で夫婦共に高崎勤務の人、高崎方面に保育所があればいいですが、しかし保育所は第四と第二を利用している。全然方向が違います。高崎方面に勤務したいのに子供を第四に預けて、第二に預けて、それを毎日やっている場合。では、第二に空きが出れば2人がまた同じ場所に預けられるかということです。こういうケースあるでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） お答えいたします。

同じ世帯で2か所の保育所に預けざるを得ない状態で、もし空きが出たりすると、兄弟同じような保育所に行けるように、そういった配慮はすることはできます。ただ、恐らく今そういう状態が続いていらっしゃるということですので、子供さんが通っている保育所、その子供さんの年齢のクラスではやはりちょっと空きが出ていない状況がずっと続いているからそういう状況が継続してしまっているということで考えております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 今、空きがない状態は、何歳児が空きが一番ないですか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） お答えいたします。

比較的5歳、4歳児。それから、3歳児は結構空いている状況があります。ただ、私立保育所などでは、もう利用定員いっぱいまで預かっていただいておりますので、同じ5歳、4歳、3歳としても、入れない施設があります。また、2歳児、1歳児、ゼロ歳児につきましては、公立保育所も含めて、かなり窮屈な状況になっておまして、待機児童が出ておましてのはゼロ歳児なのですけれども、ゼロ歳児につきましてはご案内できる状況ではないということでございます。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 上の子が5歳、4歳で、ゼロ歳児、1歳児を預けるときに、同じ保育園に入れられないという、これが現状です。実際、本当に働く女性が増えて、やはり仕事に戻りたいというときに、この1歳児、ゼロ歳児を預かってくれるところがない場合、大変負担が多い。また、仕事を諦めなくてはならないという場合もあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） お答えいたします。

今、3名の待機児童がいらっしゃるということなのですけれども、このご家庭につきましては、現在勤めている仕事をやめて、家で保育をしなければいけないという、そういうような状況ではありません。このほかにもそういった状況にある家庭はないというふうに理解しております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） いずれにしても少子化対策ですとか、子供応援というのを国で掲げているながらも、現実としてはまだまだそうした足場が整っていないという状態があるということです。そのことは町長どのように認識されますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） それは非常に困ったことだと思って、解決しなければならない問題だと思っています。ただ、では、どこかに保育所を造るのかという形には、とすればどのぐらいの規模のを造るとか、その地域性とかいろいろあるので、それで町立のを造るかということになると、なかなか補助金が出ませんので、では、民間がそういうところに参入してくるかという、やっぱり持続可能な経営ができるようなところで出てこようとするという観点から、なかなか難しさがある。その非常に微妙なところでの今、検討が続いているところだと思う。確かに待機児童がいるというのは大変な課題なのだけれども、そういう一方を解決するためには、また乗り越えなければならない。ちょっとリスクも負うようなこともあるという状況が現実です。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） そうですね。少子化はどんどん進んでいく。できれば、そういう施設が、学校もそうですけれども、だんだん保育所なんか空き教室が出てくるのではないかという状況の中にあって、しかし先ほども言いましたように働く女性が増える。家族が増える。そうすると、やはりゼロ歳児、1歳児から預けたい。こういう状況も出てくるわけで、それがやはり大きな今後の保育を取り巻く環境の課題ではないかなというふうにも思います。

そして、あと、おむつの話に行きますけれども、現在、公立の保育所は4つありますけれども、そのところでお母さんたちが朝持ち込むそのおむつの状態はどんなものでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） 持ち込むおむつの状態ですか。

〔「名前ですとか」の声あり〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） そうですね。一枚一枚フルネームで名前を書いていただいたり、

あと必要な分だけ、大体このくらい使うだろうという枚数を親御さんに入れていただいて持参をお願いしております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 使用済みおむつについてはどうですか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） 使用済みおむつにつきましては、保育士がおむつを交換して、それをすぐビニール袋に入れまして、またそれをその子供さんの親御さんに持って行っていただけるように所定の場所の袋に入れるという、そういうような作業を行っております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 今、保育所へお母さんが子供を預けるときに、おむつ3枚4枚なり、全部それぞれの子供の名前を書いて、それを持って行って、その子が使用したおむつは、この暑い中ですけれども、外にみんなそれが置いてあって、かけてあって、それをまた持って帰らなくてはならないという、こういう現状なのです。これが今話題といたしますか、課題になっておりまして、非常に騒がれているのが、非常に臭いもする。衛生的にもよくない。環境的にもよくない。感染的にもよくない。捨てるべきものをそれぞれが持って帰るとするのが非常に負担だという保護者からの声が出てきております。実際、使用済みのおむつの処理を高崎市もこの6月から始めましたけれども、全て公立の保育園のおむつは全て市で処理しますということになっているのですが、町長、この使用済みおむつをまた各保護者が持ち帰っていたという事実はご存じでしたか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） その話は知っていました。それで、そういうものかなという程度の認識ではいました。でも、かなりの公立の保育所でも、引き取るというか、そういう状況が現実にあるのだなということを知りました。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 保護者が持ち帰れば、普通の家庭ごみで無料処理なのですけれども、これを園で処分するとしますと事業系の一般廃棄物となりますか。副町長、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

現在、保育所から出るおむつ、その他可燃ごみにつきましては、全て一般廃棄物として町で収集し、無料で処理のほうはさせていただいております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） まだ玉村町は、公立保育園のそれぞれが使用したものは持って帰る。その後、買物に行くとか、車の中もすごい臭いだということで、何件かの保護者の方から、使用済みおむつを捨てるべきものは町で処分してもらえないのでしょうか。保育所で処分してもらえないでしょうかと、何人かの保護者の方にやっぱり言われました。それを持って帰るということが大変苦痛なのですと。相当な臭いがします。それを毎日繰り返しているわけです。なので、全国的にも使用済みおむつは町で処理しましょうよということで、2,000万円ぐらい、高崎市では予算をつけて、園で処理できるようなコンテナを置いたり、また倉庫を置いたりしているわけでありまして。その記事を読んで、課長、どのように思われましたか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） その記事が上毛新聞に載りましたのが4月3日だったかと思いません。私もその記事を見まして、利用者と、それから保育士のほうにもそれぞれメリットがあるのではないかと思ひまして、4月の下旬か5月の中旬だったかと思ひますが、保育所に対しまして、おむつの持ち帰りは可能かどうかということで、ちょっと勉強してほしいということで投げました。そこで、やはり利便性が高まるということで、保護者の方は便利になるだろうと。保育士につきましても、今まで一つ一つおむつを交換した後、またその人の子供さんの袋に入れていたり、そういう作業もなくなるので、その辺は非常にメリットを感じているというような、そういう報告でした。

ただ、一方で、やはりデメリットもございまして、まずやはり一番多くありますのが保管方法です。特に今、コロナがはやっていることとか、それから暑い時期ですか、そういった中で3日程度、長ければ4日程度ですか、おむつを保管しなければならないということで、そのことをどういふふうに対応していったらいいのかというようなことが多くの保育所で挙げられました。対応といたしましては、仮に置いておく場所を施設の外に造る必要があるのかなということと、おむつも一つ一つビニールにしっかり包み込めるような、手で縛るのではなくて、そういう機械の導入なんかも検討してもらえればというような意見もありました。その排せつ物から、コロナもそうなのでしょうけれども、いろいろな伝染病がうつってしまうという、そういうリスクなんかもありますので、保育士がそれにかかってしまいますとクラス閉鎖とか、保育所閉鎖という、そういうような危険性というのですか、そういう心配もありますので、その辺、しっかり感染なんかも防げるような、そういうような環境を整えていかないとなかなか実施ができないのかなというふうに感じています。そのためにはやはり予算が必要で、置く場所を設置するとか、あるいは改修の業者さんが、専門の業者さんもいるというような

話もちょっと聞くのですけれども、そういった方々にお金を出して改修をお願いできるのかどうか。その辺の費用が幾らくらいかかるかというのも、まだちょっと勉強できていないのですけれども、そういうコスト意識なんかも持ちながら、そういったことができるのかどうか、この後も少しお時間いただいて勉強していきたいなというふうに感じております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） もう布のおむつの時代と違って、布のおむつのときにはそれぞれが持って帰ってもらうという、その習慣がずっと残っているようであります。ただ、今はもうそういう時代ではだんだんなくなってきておりまして、また感染症の対策ですとか、衛生面、そして保護者、そして保育士の手間、そういうものも考えて、おむつはそれぞれの自治体で廃棄しましょうということになってきているわけであります。

高崎市でも6月から22の公立保育園で使用済みおむつは産業廃棄物として、週1回、回収しているようであります。保育園には物置などを設置して、そして感染予防をして、そして週1回、回収に出しているということです。保護者の人たちからは、非常に臭いも少なく、とても持ち帰りの荷物が減って、うれしいということで、心の余裕があるということで、喜ばれているということでもありますけれども、この感染症の予防、衛生面、そして手間、そしてそういうものを導入するには予算がかかりますけれども、これをコロナの臨時交付金を活用して進めた自治体があるのです。副町長、ご存じですか。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） 申し訳ございません。存じておりませんでした。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） そういうものもコロナの臨時交付金を利用して、そしておむつの廃棄処分のためのコンテナを用意したり、物置を設置するということができるということをしている自治体もあるということです。これはホームページなんかにもいろいろ載っていますので、ぜひ研究されて、玉村町の公立保育所でも進めていただけるようにというふうに思います。そして、町内でも、にしきの保育園よろくぶなどに聞きますと、おむつはそれぞれ名前を書かなくてもパックで届けてあると。だから、毎日持っていかなくてもいいのですと。そして、使用済みおむつは外に大きなコンテナがあって、そこで全員の分をまとめていますと。回収車で回収しておりますと。保護者の持ち帰りはありません。それだけでも、朝持っていくおむつがない。帰りのおむつがない。非常に楽です。もう町内でも民間はそうやって取り組んでいるわけです。そして、お昼寝用の布団もリースなのです。月に750円でリースです。だから、これも持っていかなくても結構です。上にかけるものだけ持ってく

れば結構ですということです。

そして、キャッシュレス化の話にもなりますけれども、保育料は口座振替ですが、本代とか布団のリース代はペイペイ払えます。一時預かりの保育料もペイペイ払いでできるのです。非常に取組が進んでおります。ですから、玉村町は保育料は口座で、あとのものは現金、集金で持っていく。これを集金の袋に入れて、全部何十円までそろえて持っていくのが、またこれが保護者の負担だという話も聞いているのです。ですから、集金袋にお金、現金を入れて持っていくという、時代がもうそういうことではなく、キャッシュレス、そしてペイペイで保護者の方たちが払えるような取組、これをもう私立保育園では、同じ町内の私立保育園では始まっているわけですから、公立がやはり遅れてはならないと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） 備前島議員おっしゃるとおり、やはりキャッシュレス化というのは時代の流れですので、積極的に研究を進めていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） 町内の私立保育所でも既に導入がされていて、公立保育所がなぜできないのかというようなことになると、確かに理由なんかはないのかなとは思いますが。現在、アナログ的なやり方で現金で集金袋でやり取りをしているのですけれども、事故なんかもある可能性もありますので、お金をできるだけ扱わない方法というのが本来はいいのかなとは思いますが、現在、幸いそういった古典的なやり方かもしれないのですけれども、確実に収納できているという、そういうところもありまして、なかなか、古い方法なのだけれども、確実にもらえるというのもありまして、その辺の対応がちょっと後手に回っているのかなというふうにも思います。

また、費用につきましても、現在のやり方ですと非常に安いコストでできるわけなのですけれども、ペイペイ等の決済方法を導入しますと、1件当たり数%の手数料を払わなくてはいけないというような、そういうところもありまして、イニシャルコストですとか、ランニングコストですか、導入コスト、その辺がちょっと幾らぐらいになるかとか、そういうのもありまして、費用対効果等、その辺を今研究しているところであります。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 今、玉村町では保育料は口座で引き落とし、しかし副食費の4,500円、これは袋で今集金しております。放課後児童クラブの利用料、これも現金であります。そして、絵本代なども現金です。この現金を袋に入れて集金しているわけで、それを保育士の方がまとめてどのようにされているのですか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） 細かい硬貨があるときは、その辺を両替なんかもしたりして、それでまとめたりして、それで会計課あるいは金融機関の窓口へ持参しているかと思います。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） それを毎月毎月、保育士の手間としてやっているわけです。これも相当な手間がかかっているわけで、現金を扱っているわけですから。ですから、キャッシュレス化だと、こういう問題もない。保育士の手間もない。そして、その集めたものをここに一回持ってくるわけです。そうした労力、手間、そういうものを考えると、これはスムーズにできるだけ早くキャッシュレス化ということも町として取り組んでいただければお願いしたいのですが、町長、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今の一連の話につきまして、ここで即断で云々というのではないのですけれども、子育てする上でおむつの問題とか、集金の問題等々、いろんな一つの転換期かなというふうな感じがしますので、いろいろ保育園、町にも2つ民間の保育園もありますから、そういったところの状況をいろいろ見ながら、どうしたらいいかということをやはり考えていくときだと思います。ここで今すぐというわけにはいきませんので、今日聞いた話で、どういった形で持っていくのが現実的なのかということで対応していきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 子育て応援施策というのは、一つ一つということよりも、総合的に見て、キャッシュレス化もそうです。おむつの問題もそう、待機児童の問題もそう、一つの家庭で幾つかの保育園に子供を預けなくてはならない問題もそう。いろんなものを一つ一つ何とかしてよくして行って、そして利用者のサービスを増やして、そうしてこそ少子化対策にまた一歩前進、近づけるかなという感じであります。これ、少子化対策、対策と口で言っても全然進まないということでもありますので、一つ一つを何とかしてできる方向にクリアして、そして保護者の方が、ここで本当に子育てしてよかったと思えるような環境をぜひつくっていただければと思います。よろしく願いいたします。

終わります。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。3時40分に再開します。

午後 3 時 25 分休憩

午後 3 時 40 分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、5 番小林一幸議員の発言を許します。

[5 番 小林一幸君登壇]

◇5 番（小林一幸君） 議席番号 5 番小林一幸でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。本日、最後の一般質問にもかかわらず、傍聴でお残りいただきました皆様、本当にありがとうございます。涙が出るほどうれしいです。

9 月、昨日になりますが、先ほど備前島議員もおっしゃいましたけれども、8 月 1 日は町民の日、9 月 1 日は防災の日ということで、先ほど調べましたら、防災の日に関しましても町のホームページにはどこにも掲載がございませんでしたので、やはりそういったものというのは大切だなというふうに思います。特に防災に関しましては、今いろいろな形で出ていますけれども、そういったことで、やっぱり注意をしなければいけないという部分もあります。そういった部分もありますので、そちらも今回、質問の中に入れてさせていただきました。

それと、まだまだ新型コロナウイルスの感染、本当に多岐に広がっているような状況です。いつも言っておりますが、改めまして医療従事者、福祉従事者の皆様に本当に敬意と感謝を申し上げたいと思います。今でもやはり外出を全部控えたりとか、そういったような現状があります。本当に皆さん、本当に頑張っておられます。そういったような状況を本当に皆さんにも知っていただきたいというふうに思いますので、ぜひその部分を皆さんにもご理解をいただいた上で、今回質問に臨ませていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、1 番目です。新型コロナウイルス感染予防対策及び今後の町の取組についてということで、新型コロナウイルスの感染について、全国の感染者数が増加し、町内でも感染者数が多いのが現状でございます。増加に歯止めが利かないような状況の中で、感染予防対策及び町の取組ができているのかというのが本当に不安です。町の方からもそういうご意見をいただいております。町としての実際の取組などについて、今回伺わせていただきます。

1 番です。感染者数が増えている現在、引き続き行っている、いつもやっている、やっていると言っておりますが、そういうことではなく、今までと違った感染予防対策及び取組について伺います。

2 番目です。ワクチン接種の状況及び支援体制についてお伺いをいたします。

続きまして、2 番目、玉村町の職員定数についてです。国や県などからの権限移譲やコロナ禍の対応など町職員の業務量の増加により、行政サービスの遅滞や低下などを懸念しています。玉村町職員定数条例があり、規定の人数での対応となっておりますが、現在の状況と今後の考え方について伺いま

す。

1 番です。業務量の増加などの要因により、行政サービスが低下していることはないのか。

2 番です。サービスの多種多様化により、現在の組織体制では業務の効率化等図るのは難しいのではないかと。組織の見直しなど行政改革を推進していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

3 番です。定年制度の延長により再任用を含めた今後の職員の配置等の考え方について伺いをいたします。

4 番です。職員定数条例について、今後のことも含め、定数を増やすなど改正を考えているのか、伺いをいたします。

最後、3 番目です。玉村町としての防災・減災対策について。近年、線状降水帯による豪雨や地震といった自然災害が各地で頻繁に発生しており、玉村町でも集中豪雨や雷雨などが発生している現状です。いつ災害が発生してもおかしくない状況です。現在、町が取り組んでいる防災・減災対策について伺います。

1 番です。玉村町地域防災計画及び玉村町水防計画の見直しはできているのか。

2 番です。要配慮者利用施設の避難確保計画の策定状況及び計画に沿った避難訓練などは行われているのか。

3 番です。要配慮者の個別計画についてはできているのか。

4 番です。災害発生時の避難所開設から運営までの手順確認等が行われているのか。

5 番です。玉村町及び地域の自主防災組織を含めた防災避難訓練は実施されているのか。

以上で、1 回目の質問とさせていただきます。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 小林一幸議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染予防対策及び今後の町の取組についてお答えいたします。まず1つ目の今までと違った感染予防対策及び取組についてのご質問ですが、現在、全国で拡大しているオミクロン株は、感染力の強いBA.5に置き換わりが進んでいることから、報告される感染者数は高止まりを呈しており、県内でも8月には1日当たり3,000人を超え、過去最多を更新するなど、先が見通せない状況が続いています。町でも1日当たり50人を超える陽性者が確認される日もあり、感染者の増加とともに自宅療養者や濃厚接触による自宅待機の件数も増え、それに伴った問合せや対応も増加しております。

このような状況下ではありますが、今までと同様に一人一人が感染対策を徹底していただき、できることを継続していくことが重要であることには変わりありません。また、取り立てて感染予防対策としての新たな取組はございませんが、外出が増える夏の時期に合わせた内容の感染防止対策や注意喚起を行ったり、発熱等の症状の有無に合わせた検査、診療先のご案内などを町ホームページ、メル

たまなどで情報発信を行ったりと、状況に合わせた対応は行っており、今後も重要と考えております。そのほかにも感染者が増える中、自宅療養者や濃厚接触者には、必要時、マスクや消毒液の配布なども継続しており、少しでも安心して生活できるように療養中の支援を行っております。

次に、ワクチン接種の状況及び支援体制についてですが、ワクチン接種事業では、国の指示に基づいた接種時期や接種対象者に対して伊勢崎佐波医師会及び伊勢崎市と連携協力を行いながら、現在、個別接種を実施しております。5月下旬からは、3回目接種から5か月経過した60歳以上の方、18歳から59歳までの基礎疾患がある方、医療従事者や高齢者施設の従事者に対して4回目接種を実施しているほか、これまでの1回目から3回目接種、5歳から11歳までの小児の1、2回目接種も実施しております。それぞれの接種率は、8月25日時点で、3回目接種では12歳以上で約80.8%、1、2回目の小児接種では約17.5%と全国並みで推移しております。また、4回目接種の60歳以上の接種率は8月25日時点で約41.4%と県の接種率に届かないとはいえ、順調に伸びています。今後もワクチン接種の推進を図れるように、秋から始まる予定のオミクロン株対応のワクチンも含めて、必要な情報は個人通知や町ホームページ、広報、メルたまなどで周知をしてみたいと思います。

また、接種後の副反応に関するご相談は、県のぐんまコロナワクチンダイヤルをご案内するとともに、ご不明点などは電話や窓口で対応してみたいと思います。そのほか、コロナ感染後の心配事や症状が長引く場合のご相談も医療機関をご案内しながら対応してみたいと考えております。

次に、玉村町の職員定数についてお答えいたします。まず1点目の業務量の増加などの要因により、行政サービスが低下していることはないのかとのご質問についてお答えいたします。議員がおっしゃるように、国や県からの権限移譲やコロナ禍への対応、マイナンバー業務等で業務量は増加傾向にありますが、行政サービスの遅滞や低下につながらないよう、職員全体で創意工夫し、対応に当たっています。

次に、2点目のサービスの多種多様化により、現在の組織体制では業務の効率化を図ることは難しいのではないかと。組織の見直しなど行政改革を推進していくべきと考えるかとのご質問にお答えします。サービスの多種多様化により、業務も専門的知識を必要とするものと認識しており、令和5年度採用の職員では、一般事務や保育士のほかに保健師と社会福祉士をそれぞれ1名募集し、対応したいと思います。また、組織の見直しなどは必要に応じて実施しています。

次に、3点目の定年制度の延長により、再任用を含めた今後の職員の配置等の考え方についてお答えいたします。今回の条例改正により、令和5年度に60歳に達する職員に対し、今年度中に60歳以後の任用及び給与に関する措置について情報提供し、勤務意思の確認に努めることとしております。また、健康上、人生設計上の理由等により多様な働き方のニーズが考えられます。段階的な定年引上げにより65歳までフルタイムで勤務することが可能となる中で、定年退職者等を採用する現行の再任用制度とは異なり、定年退職日相当日まで職員が短時間勤務を希望する場合に、本人の意思により

一旦退職した上で採用される定年前再任用短時間勤務職員の任用もございます。こちらは定数条例の定員外となります。該当する再任用を含めた今後の職員の配置等の考え方につきましては、従前の勤務実績や新型コロナウイルス感染症対策等、突発的な業務の増加への対応や大規模災害の発生等、緊急時への対応や不足している職場に職員を配置できるか、調査、研究を実施する予定であります。

次に、4点目の職員定数条例について、今後のことも含め、定数を増やすなど改正を考えているかについてお答えいたします。職員の定年引上げに伴い、若手、中堅職員の昇進機会の確保や新規採用職員の確保等、組織全体としての活力を維持することからも、必要に応じて対応してまいりたいと思います。

次に、玉村町としての防災・減災対策についてお答えいたします。まず、玉村町地域防災計画及び玉村町水防計画の見直しはできているのかのご質問についてお答えいたします。小林議員ご指摘のとおり、近年、自然災害が各地で頻繁に発生しており、玉村町でも災害がいつ発生してもおかしくない状況です。町では、台風19号等の近年の災害で得た経験や教訓は、タイムラインや避難所運営等の個別のマニュアルに生かしておりますが、地域防災計画及び水防計画の見直しについては、現時点では行えておりません。地域防災計画及び水防計画の見直しにつきましては、今後、早期に実施したいと考えております。

次に、要配慮者利用施設の避難確保計画の策定状況及び計画に沿った避難訓練などは行われているのかのご質問についてお答えいたします。平成29年6月に水防法等の一部を改正する法律が施行され、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、洪水時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練、その他の事項に関する計画の作成が義務となりました。避難確保計画につきましては、令和4年9月時点で対象となる全ての施設において作成が完了しております。また、計画に沿った避難訓練につきましても、法律に基づく事項として適切に実施されているものと認識しております。

次に、要配慮者の個別計画については、できているのかのご質問についてお答えいたします。災害時避難行動要支援者の個別避難計画については、環境安全課と健康福祉課において、これまで9回にわたる情報共有会議を開催しており、今年度中に5件を作成することを目標に、現在、作業を進めているところでございます。

次に、災害発生時の避難所開設から運営までの手順確認等が行われているのかのご質問についてお答えいたします。避難所開設から運営までの手順については、令和3年度に避難所開設・運営マニュアルを作成し、当日は雨天のため中止となってしまいましたが、防災さんぽの事前準備として、役場職員による避難所開設訓練を実施いたしました。今年度につきましても、去る7月31日に、五料、川井、飯倉の3区合同で実施されました防災訓練に役場職員も参加し、芝根小学校体育館において、避難所の開設及び運営訓練を実施いたしました。今後も避難所の開設から運営までの手順確認は継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、玉村町及び地域の自主防災組織を含めた防災避難訓練は実施されているのかのご質問についてお答えいたします。先ほどのご質問にもお答えいたしました。7月31日に、五料、川井、飯倉の3区が合同で実施した防災訓練に役場職員も参加し、避難所の開設及び運営訓練を実施いたしました。また、今年度は、他の地区の自主防災組織でも既に実施されたり、今、実施が予定されている防災訓練がございますので、町では引き続き地域の自主防災組織の避難訓練等の活動に対し、支援を行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ご回答ありがとうございます。第2質問を自席より行わせていただきます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染予防対策及び今後の町の取組についてということでお伺いをいたします。このところ、オミクロン株、BA.5、いろいろな形で進んでいるような状況があると思いますけれども、それにも増して感染者数がこれまで増えるというのは本当になかなか予想だにしていなかったことかもしれません。ただ、現状、県内でも3,000人を超えるということがありますけれども、玉村町をまず考えたときにも、人口割合からして、この人数で本当に大丈夫なのかという人数が感染者として発生をしているというような現状です。一番増えてきたのは、多分7月20日頃に52人くらいの発生がある。そこからずっと感染者数が増えているというような現状があります。資料を頂きましたけれども、7月だけでも687人、8月も途中までで1,140人という数字をいただいております。その感染者数の約半数、7月で半数ぐらいは多分若い人だと思っております。その辺の人数を教えてくださいと思うのですが、7月の感染者数の年齢別の割合、それから8月の割合を教えてください。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

7月につきましては、年齢別で10代未満、あと10代、20代で53.1%となっております。8月につきましては、同じく10代未満、10代、20代で44.7%となっていて、おおむね若い世代の感染が広がっていることが分かると思います。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ということは、その若い世代に対しての感染予防対策とか、その辺は町は何か取り組んだことはありますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

若い世代というよりも全世代に向けての、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、メルたまやホームページ等での注意喚起という形になると思います。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） それでも減らない、若い人が増えている。2か月、こういうような状態ということは、メルたま自体を若い人が登録していない部分もあるかもしれない。ホームページも見えていないかもしれないというところで、なので、私も今回質問したのは、今までと違った予防対策、いわゆるそういった方々に対して、どういった形で周知をしていくかということが課題なのではないのかなというふうに思ったのですが、現状はほとんど対応的には変わらず、そのままというような状態が続いておりますけれども、今後もまだまだ感染者数、そんなにすぐすぐ減るものではないと思うのですけれども、その辺の対策、対応というのは何か今後のことでお考えはありますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。なかなかその辺の周知のほうはまだ進んでいないというのが現状だと思っております。今後また、メルたまとかホームページを見ていない方にどういう形で情報の提供ができるかというのをもう一度、課内、係内のほうでちょっと考えさせていただきたいなというふうに思います。でも、引き続き感染状況につきましては全世代で大分増えてきている。それと、重症化しやすいのがやはり高齢者ということもありますので、全世代への周知のほうも重要なことというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 同じものは、やってもいいと思うのです。継続していくことはとても大切なことなのですが、それ以上に、これだけ増えているというような状況の中で、やっぱり変えていかないと、対応自体も考えていかないと、というところはあるのかもしれない。町民の方も、これだけ増えていて、町は何をやっているのだろう、どうしているのだろう、という話を私も何人かからもお話は伺います。私もそうは思っていて、何かいい方法がないのかなと。なかなか増えていく現状で厳しいところもあるかもしれません。

あと、先ほど、私、一般質問の最初、冒頭でも言いましたけれども、医療従事者、福祉従事者も本当に今でも賢明になって、自分が感染源になってはいけないということで、賢明に外出を控えたりとか、いろいろな状況を考えてりとかして動いているというような現状もあるのです。ですから、私、毎回言っていますけれども、そういったところでの予防対策とか、例えば医療従事者、福祉従事者等に対して、いわゆる感染予防対策、そういうのを町がどうサポートするか。例えば事業所に行って、訪問して、今の現状をちゃんと探ってくるのか、そういったのをしているかどうか。これからしてい

く予定があるのかどうか、お伺いします。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

医療機関等へというよりも、今までやっていた介護事業所とか、あとは障害者事業所のほうのマスクだとか、あとは手袋だとか、そういったものを、今年度は5月に配布を行っております。あとは前年度ですと2月にやっているというのが現状です。それとあと、医療機関につきましても、随時ではないのですけれども、コロナ係を通じて配布のほうは行っている現状だと思います。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 毎回、私も言っているのですけれども、マスクとか消毒液を配られているというところで、そこはやっぱり事業所としてはありがたいなというところもあります。あとは、前にもお話ししましたがけれども、グローブです。結局、使い捨てのグローブがやっぱりだんだん高くなっていて、なかなかそういったところの費用負担も大変になってきているという現状もあるということで、前からもお話ししていますけれども、そういったところもちょっとお考えいただきたいということと、あとは物品を配れば良いという問題ではなくて、配りながら、やっぱりその事業所の現状、どういう状況なのか、どういうことで困っているのかというのは聞き取ってほしいということで、前からお話をしているのですけれども、そういった部分、聞き取りをして、例えばいつも庁舎内で関係者の方が集まってしている会議等に、その福祉従事者または医療従事者の現状、そういったお話をされるというようなお考えはありますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 多分現状ですと、こちらに来てだとか、うちの職員が行ってとかというのがなかなか、県内でも医療機関だとか介護事業所等でのクラスターもある状況なので、その辺は難しいかなとは思いますが。実際、例えば先ほどお話をした衛生用品の配布の関係では、メールとかでのやり取りも行っていますので、そういった部分での意見交換とかはできるのかなというふうには考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 意見交換やれるというか、やっているかどうかということもあると思うのですけれども、できるだけそこで突っ込んで聞いていただいて、悩んでいることは多分多々あるのだと思います。私もいろいろな事業所で確認をしていますけれども、やっぱり今の現状で悩んでいることというのはたくさんあるようですので、今、福祉事業所サイドでもう一度アンケート取ろうかみた

いな話までちょっとなっていて、そこでの現状、状況、そういったものも今後ちょっとまとめていかななくてはいけないね、というようなお話にもなっていますので、その辺は引き続きサポートをお願いいたします。

続きまして、ワクチン接種の状況ですけれども、オミクロン株対応のワクチンもということで、これからいろいろな形で接種を進めるというような形になると思いますけれども、前にもお話ししましたけれども、9月初旬で期限切れのワクチンが出るのではないかみたいなお話があったのですけれども、今、その現状、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

やはりワクチンのほうが、ファイザー製ワクチンのほうは需要があるのですけれども、モデルナ製ワクチンのほうがなかなか人気なくて、今月中旬以降に多分廃棄が出ると考えられます。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） すみません。廃棄の数というのは、おおよそでいいのですけれども、分かりますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） ちょっと今現在、ここでは持っていないので、およそと言われても廃棄がどれぐらいかというのは、ちょっと待ってください。

◇議長（石内國雄君） 休憩します。

午後4時7分休憩

午後4時9分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

9月11日で76本、モデルナのほうが廃棄となる予定となっております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） お調べいただいております。

そんなような状況、今、ファイザーのほうは打つけれども、モデルナのほうはなかなか敬遠をしているというような現状があって、そういうところでワクチン接種がなかなか進まないとかいうところもあるかもしれませんし、できるだけワクチン接種を進めていただくというところ。あとは、これからオミクロン株対応のワクチンというところもあると思うので、そういったのを見ながらというところもあるかと思えます。

多分、このまま、ちょっと状況は分からないのですが、多分、ワクチン接種の状況がこのまま何回も何回もという形になるのか、例えば、これがいつもの季節性のインフルエンザの予防接種と同じような形になるのかというような話もちらほらあるのですが、今のところはワクチン接種の費用については国等が負担をするという形になっておりますけれども、今後の方向性的には、多分、全てが国ではなくて、季節性インフルエンザと同じような種類になると、自己負担等が出てくる可能性があると思うのですが、その辺というのは町は何か情報をつかんでいるかどうかというところと、もしつかんでいるのであれば、今後、それを町としてどういうふうに対応するか、決まっているかどうか分からないのですが、その辺を教えてください。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 町に情報が入っている、その2類と5類の問題だと思うのですが、全く入っていません。入っているのは、新聞で掲載されているくらいの情報になります。

町の方針としても、やはり国からのそういう情報がない限り動けないものですから、そこは状況を見ながらということになっております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 分かりました。そうすれば、来た時点でまたいろいろな体制を組んでいただければと思います。あと、支援体制についても、今、ちょっと大変な状況かもしれませんが、皆さんで取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、玉村町の職員定数についてということでお伺いたします。まず1番の業務量の増加によりというところで、行政サービスが低下していることはないのか。もちろん低下してしまっただけで困るという現状ですが、本当に権限移譲とか、多くの業務が県なり国から移譲してきて、そこに補助金とかいろいろつくと思うのですが、でもスタッフ的にはあまり変わらなくて、逆に言えば、その事務量が増えてきたりというところがあるので、結構大変な状況だと思うのですが、その中でいろいろやっぱり職員全体で創意工夫をし、というところで対応に当たっていただいているというところだと思うのですが、その創意工夫というのは、例えばどのようなことをしているかとか、その創意工夫の内容を幾つかご紹介いただければありがたいのですが。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 権限移譲ですとか、現状ではコロナ対策ですとか、マイナンバー等もそうですけれども、確かに業務量が増えております。創意工夫ということなのですが、全体業務量をやはり見まして、異動でその辺をカバーして、ほかのところを多少削ったりですとか、その辺で職員をうまく異動等させながら対応しているような状況です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 先ほど言いましたように、国、県からの移譲とか、あとやっぱり季節的なものがあるとか、そういうようなものもあって、部署によっては多分この時期は忙しいとか、この時期は大丈夫だとか、いろいろな部分があると思うのですが、あと各課の配置基準、それは定数条例の中に入っていないくて、あくまでも職員全体の配置基準であって、例えば何課は何人とか、そういうふうに決まっているわけではないですね。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 各課で何人という配置基準ではありません。ただ、町長部局ですとか、教育委員会部局ですとか、議会事務局ですとか、あとは公営企業のほうの事務職員というふうな形での条例上、振り分けとなっております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 例えば町長部局とか、教育委員会部局という形で、ある程度の部分の人員は決まっていると。そこでの欠員というのは、今はないのですか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） そこでの欠員につきましては、今現状、正職員の数、239名おります。条例上241名となっております。そのまず1名につきましては、この条例上でいきますと議会事務局と、あと1つがたしか町長部局のほうで1名であるかと思えます。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ありがとうございます。

2番目のほうにもなってくると思うのですが、組織の見直しなど行政改革を推進していくべきだということでお話がありまして、町長部局等で、先ほど町長からもお話がありましたように、やはり専門的知識が必要な専門職、例えば保健師なり社会福祉士なりというところがあると思うのです。

けれども、ただ、そういう人も町長部局とかの人員に入っているという形になると、いわゆるそれ以外の方は専門ではない人はなかなか入れないというようなところになってくるかと思えますけれども、そういうのを考えると、いろいろやっぱり組織的なところというのも見直していったりとかしていかなければならないところもあるのかな、というふうに思うのですけれども、例えば各課で今の業務量を検証して、その中で今のこの人数でいけるかどうかというような検証というのは、各課、各部署でやられているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） その辺の検証につきましては、特に行っているということはありません。ただ、1月くらいですか、副町長のほうで各課のいろいろなヒアリング等を行ってもおりますので、その辺で各課長が把握しております担当の課の現状等、あとは業務量等、その辺の話は個々に出ているとは思っております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 副町長のほうでヒアリングをしているということですが、副町長、その辺で今現状、いろいろなヒアリングをされている中、そして副町長も役場の経験、役場のスタッフの経験、長いですから、そういったところから見て、今の組織、それから行政改革とか、その辺についてどう思われますか。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） 私、まだ1月を迎えておりませんので、ヒアリングは行っておりませんが、各課の事務量の検証というものについては、毎月、各課の時間外勤務状況というのが上がってまいりまして、特に時間外が多いところについては、それが一時的なものか、または恒常的なものかというのを課長名でその理由を提出することになっております。そういったことの検証は毎月行っているという状況です。

行政改革が必要ではないかというご指摘ですけれども、ご存じのように平成18年に22課から13課に機構改革を行いました。これは玉村町が、周辺市が合併する中で自立で行くのだということを決めましたので、周辺の自治体以上の行政改革をするということを決めまして、経営改革大綱・実施計画でいろいろ職員数の削減も行いましたし、業務の民間委託、指定管理者制度の導入、こういったものも積極的に行ってまいりました。職員数については、ある程度、人口の増減によっても左右されるというところがございます。ここ数年、ずっと横ばいで、職員数は減らしていませんけれども、やはり職員数については必要に応じて増やしていきたいところではあります。これ固定費になってしまいます。平均しますと、福利厚生費を含めてですけれども、1人当たり740万円ほどか

かるということですので、これが例えば3人増やすということになると約3,000万円ぐらい、固定費が毎年毎年かかるということです。これを増やさずに済めば、極端な話、高校生までの医療費無償化、ちょうど3,000万円ですので、計算上はそうなるわけです。玉村町は、ある程度、財政力のある周辺市に囲まれておりますので、こちらと同じ、周りより低い行政サービスというのは許されないというところがございます。また、これ以上、周りよりいい行政サービスをしなければいけないと考えておりますので、職員数がどのくらい必要なのか。または、サービスとの関連もあります。財政状況もありますので、その辺を総合的に考えながら対応していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ありがとうございます。

確かに職員を増やせばそれだけ固定費が増えて、それだけの費用がかかってくるというところは、財政状態に問題が出てくる可能性もありますので、できれば今の現状でというような形で回していかなければならないというところは十二分に分かってはいるのですけれども、ただ、そういうことで今いるスタッフの皆さんの負担というのも多分多々あるのではないのかなというふうに、はた目から見ながら、例えば役場を少し遅めに通っても、あの部署だけ明かりがついているとか、そんなような心配がいろいろな部分で見えたりもしますので、そういった部分をちょっとこれからも考えていただければというところと、あとこれから定年延長で、再任用を含めた職員の配置ということで、その中で定年前再任用短時間勤務職員というようなところで、これは定数条例の中に入らないというようなところもあるということで、今回教えていただきましたので、そういったところも踏まえて、今後のスタッフをどういうふうにしていくかということというのは、多分いろいろな課題になってくるかな、というふうに思いますので、またこちらのほう、ちょっと時間もないので、調査、研究を実施予定ということでございますので、次回の質問のときに調査、研究した状況を教えていただければというふうに思います。

それから、職員定数の条例について、定数を増やすなどというのは、先ほどお話がありましたので、例えば、若手とか中堅の人たちもしっかりとお仕事をしていただいて、しっかりそこで成果を出してというか、いろんな形で町に対して、行政サービスについてやっていただければというふうに思っていますので、これについては承知いたしました。大変なこともいろいろあると思いますけれども、本当に皆さんに感謝と敬意を払いたいですので、よろしく願いいたします。

続きまして、3番目です。玉村町としての防災・減災対策ということでお伺いしております。まず、地域防災計画、それから水防計画の見直しというところで、私、これ何回か質問させていただいて、台風19号の後にいろんな形で何回かしてしまっていて、計画の見直しはできるだけ早めにといいことでしていただいているような状況を聞かせていただいている、たしか私の記憶がちょっと定かではないのですが、たしか民生文教常任委員会の中で計画の話をして、来年にはというふうな形で、

昨年ちょっと聞いたような、聞きかじったような気がしております、今回も早期に実施したいということでご回答いただいております。逆に言うと、早期というのはいつ頃の話なのか。災害が本当に頻繁に起こっていて、早期です、まだできていません、というような状況になってしまうと、ちょっと大変な部分があるかな、というふうに思いますので、早期というのはどのような計画になっているか、教えてください。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

小林議員からは、確かに複数回にわたりこの地域防災計画に関するご質問もいただいております、その都度といたしますか、お答えする内容というのは、おっしゃられるとおおり、なるべく早めというお答えをしてきております。

担当としても、毎年、今年こそはということで考えてはいるのですけれども、その都度、国の防災計画が変更になり、それに伴い県の防災計画も変更になったりですとか、また近年、災害の頻発化、激甚化によりまして、防災・減災に対する国の考え方も日々変化しているような状態です。それに伴って避難に関する考え方も、以前は避難というのは行政が主導でやるようなものというのが、我々の中でも思いとしてあったわけですが、それでは命のほうを守れないような大変な災害が起こっているような状況にありますので、自らの命は自らで守るのが近年叫ばれております。そういったことも反映させながら新しい地域防災計画をつくっていかなくてはいけないものですから、それに関しまして、我々だけではいかんともし難い部分もありますので、コンサルタント等も入れていく中で、新しいものをできたら早めということで、来年度にもというふうに言いたいのですけれども、そこら辺は予算のこともありますので、何とも言えないのですけれども、ただ地域防災計画の前にまず、月田議員のご質問にもありましたとおおり、新しい総合防災マップ、これは住民が避難に直接使えるものでありますし、地域の避難訓練の支援であるとか、また芝根小学校の防災井戸、あとは災害時要支援者の個別避難計画の策定等にも今積極的に取り組んでいるところであります。特に災害時に被害に遭いやすいというのですか、そういう確率の高い要配慮者、要支援者の方のまずは命を守るところから今年度始めておりますので、地域防災計画につきましては、最初にも言いましたとおおり、これを言うと、またそんな回答かと言われてしまうかも分からないですけれども、早期に、何とか来年度にでも、予算の関係とかもありますけれども、今は来年度確実にできるとは申せませんが、何とかしていきたいなというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 同じ回答をいつもありがとうございます。

計画というのは確かに見直さなければいけない。それは分かるのです。それで、いろいろな形で、

多分、国の方針も県の方針も変わっていくのは、それは十二分に分かるのです。ただ、ずっと変えないでそのまま、国が出てきたからもうちょっとたつて、県が出てきたからもうちょっとたつてと言っていると、ずっとこのまま変わらない、計画作成ができないというような現状になるのではないかと。今現状でもそうだと思うのです。

その中で、例えば台風19号の後にもコロナの感染対策があったりとか、やっぱりその都度、その都度変えていかなければならないというのはあると思うのです。ただ、このままずっと早期ということで、もうちょっと早く、来年で、もうちょっと先でと言っていると、いつ策定になるのか分からない。計画というのは、あくまでも策定をしてからどうするかというところだと思うのです。計画の内容をどういうふうに行うかというところだと思うのです。それが結局、全くこのまま、またいつもの、今の課長の答弁もそうですけれども、同じ形で、いつも同じで、私、本当にいつ発生してもおかしくないというふうにはずっと思っていて、危機感をずっと感じてはいるのです。ですから、本当に早期に、コンサルとか入れるとかではなくて、今まででいろいろな検証をしてきていると思うのです。そういったのを踏まえて、骨子ぐらいはできるのではないかなというふうに思っています。時間もないので、そんなに突っ込めませんので、これまた次回にもう一回ご質問させていただこうと思いますので、ぜひこの辺の調整をお願いしたいと思います。

それから、要配慮者の利用施設の避難確保計画です。こちら回答の中では、計画策定は全て完了しているということで伺っております。ただ、その後の避難訓練、いわゆる防災訓練等、法律に基づく事項として適切に実施されているものと認識しているという、これは実際に確認をしているのかどうか。実際にやっぱり計画だけでは駄目なのです。その先の訓練をちゃんと実施しているか。訓練をしたことによって検証して、そこからどういうふうな取組をしていかなければならないかという、そこまでがこの計画の一つだというふうに思っておりますが、その辺、課長、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） こちら訓練の報告が昨年5月に義務化をされたわけですけれども、昨年度に報告がありました施設数につきましては74件で、こちらは100%にはまだ至っておりません。今年度、7月末現在でまだ2件しか報告のほうは来ていないのですけれども、今後、健康福祉課とも連携をいたしまして、訓練の実施報告提出を促すのはもちろんのこと、実際の訓練の様子について実地に確認をしたいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 実際にやっぱり計画だけではなくて、どういうふうに行っているかという部分を確認していただいて、やはり検証して、そこから先というところに進まないとなんとも変わらないと思いますので、そこは引き続きお願いしたいと思います。

それから、要配慮者の個別計画については、先ほど環境安全課と健康福祉課ということで、これは新聞報道にも出ていまして、玉村町はたしか出ていなくて、そこで今回は5件作成をしているというところがございますので、これもやっぱり引き続き個別の部分はちゃんとつくっていただいて、それで同じ形、計画をつくったら、ちゃんとそこで検証するというのが大切だと思いますので、そこはお願いをしたいと思います。

それから、あと災害発生時の避難所開設から運営までの手順確認というのは、避難所開設・運営マニュアルというのを作成しているというところで、たしか去年は雨で中止になってしまったというような形のものを伺っていると思いますけれども、実際に避難所の開設、運営をするときに、やはり主で動くのは役場スタッフということでよろしいのでしょうか。それとか、あとは、例えば地域の防災組織とか、自主防災組織とかあると思うので、そういったところと連携をしてやるのか。それとも、役場の職員が、今、避難所開設訓練を実施したということでございますので、その人たちが主体になって、実際に起こったときには避難所開設、場所も含めてちゃんと検討している。ちゃんとできるのか。その辺、ちょっと教えてください。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 小林議員も防災士の資格をお持ちでありますし、もちろん災害時には避難所の運営等もお手伝いいただけるものと思っておりますが、避難所を開設するような緊急の事態においては、まずは役場の職員が現地に出向しまして、会場づくり、また受付、その他準備ほう全てやりまして、最初の受入れの部分というのは役場の職員がやらなくてはいけないと思います。もちろん避難してきていただいた住民の方にお手伝いをいただくというのはもちろん想定はされますけれども、まずは初動期、初期の段階では役場の職員が動かざるを得ないだろうというふうに思っております。

その後、さらなる災害の発生が予想されないような状況になって、なおかつまだ避難をしなくてはいけない住民の方がいらっしゃるようであれば、そこから先というのは自主防災組織なり、そこに避難をしている皆さんで避難所の運営委員会みたいなものを立ち上げていただく中で、その後の運営は主体となって行っていただいて、役場のほうはそれにバックアップをするというような形になろうかなというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 先ほどご紹介いただきました。私も防災士を持っていますし、今、群馬県の災害福祉チームの一員になっていて、いつでも災害があったときには福祉事業所等にすぐ出向くという立場になっております。あと、玉村町でも防災を考える会というところで、防災士の方が多分中心になって、本当に実際に防災、どうしようというのを実際に考えながら、いろんな形で動いている。

そこでもいつもお話ししているのは、町に言ってもなかなか動けないかもしれないよね、それだったら私たちが動かなければいけないとあって、いろんな形で取り組んでいらっしゃる皆さん、本当に真剣に毎日勉強をして、いろんな研修をして、いろんなところでやっているというような現状もあります。ですから、そういった組織ともうまく連携を取っていただくということと、あと実際に起きたときに、やはり町だけでは動けないのではないのかなという、この間、台風19号のときも思いましたけれども、その中で一番動いたのが上陽地区が一番動いた。そこではやっぱり防災士さんが本当に頑張っていていたというようなお話、私、伺っております。あとは自主防災組織の中でちゃんと動いているというところもあると思います。

ということは、実際にやっぱりできている自主防災組織というのはそれでもいいかもしれないのですが、本当に充て職で、ただそのままお名前だけ、1年終わってしまいました、何もしなかったなというような、もしかしたら地域もあるのではないのかなというふうに思います。ですから、そういったところの町としてのサポートをしていただきつつ、町の職員が行ったときには、こういう形でというような流れというのもちよっとつくっていただければと思うのですが、その辺、課長、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 7月31日に川井、飯倉、五料、町内でも一番浸水リスクが高い地区でありますけれども、3区が合同で防災訓練を行いました。こちら町のほうでも、どうでしょうというような働きかけはさせていただいたのですけれども、確かにやっておくべきだということで、3区長さんにご同意いただき、区のほうが主体となってやっていただきました。そういったものが各地域にどんどん広がっていけばいいな、というふうに思ひまして、その際には全ての区長さんにもご案内をしたところですが、なかなか皆さん忙しくて、数名の区長さんが来ていただいたりもしたのですけれども、この流れがどんどん広がっていくことをまずは期待しております。

町としては、今回の訓練のほうをまた全ての地区のほうに紹介するなどしながら、考えてやってみませんか、というような働きかけをしながら、その中で役場のほうも関わっていくという、そういったことを考えております。

今現在、地域のほうで訓練をやった場所は、斎田区が既に行っていております。今後、藤川、箱石が実施を予定されているということです。後箇、上茂木、下茂木の3区の合同訓練、また板井区も訓練をやりますということで、訓練計画書のほうをお出しいただいております。けれども、コロナの影響により、やむなく中止ということが報告のほうをされております。今後、コロナのほうの状況によりまして、他の地区でもやっていただけるものと考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ありがとうございます。今日ご質問させていただいて、次の質問の内容をまたこれから考える時間ができましたので、本当にありがとうございます。

最後に、すみません。町長、最後に2分ぐらいしかないと思うのですが、今、職員の業務量という部分もありますし、防災の部分でもやっぱり職員がキーで動かなければならないというところがあると思うのですが、そこの町長のご意見、いただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今、小林議員の一連のお話の中で、一番職員の人数が多かったときというのは275人だそうです。それから、今が239人で、36人減という中で町を運営している。しかし、会計年度任用職員の皆さんがいてこそ回っていくということでもあるので、相当大規模な人がこの玉村町を動かすために、現実には動いていると。そうでないと回っていかないのが今です。

それで、やはり様々な、8050問題とか、ケアの問題、ヤングケアラーとか、いろいろ出てきます。それから、防災の問題、教育の問題、そういったことに公共財としての役場機能がやはりトータルに関わっていくということです。株式会社は目的の中での利益を上げていけばいいのだけれども、しかし役場機能というのはそうではなくて、社会のトータル、生まれてから亡くなるまでのどこかにきちんとやっぱり関わっていくという、そういう公共財としての一番大事な幹だと思っているので、ここに今言ったいろんなボランティアの方々、防災士さんの集まりとか、様々な人たちを広くつなげていく。それがやっぱり公共財、コミュニティを広くしていくことだと思います。そのことによっていろんな課題を解決していく。そこにはやはり中心になるのは役場の機能だと思いますので、そういう意味において、いろんな面で知恵を出し合いながら、そして高崎市、前橋市、伊勢崎市のちょうど中間にいるというこの地の利を生かしながら行政運営を進めていく。皆さんが知恵を出し合うということに尽きるのかなと。抽象的な思いですけども、そんなことを感じました。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ありがとうございます。

本当に民間でできるものは民間で、行政でやらなければならないものは行政でというふうに、やっぱりその分担というのはいろいろあると思いますし、そういったところを今回ちょっといろいろな問題提起をさせていただいて、先ほど最後に言いましたけれども、次回の質問につなげられる内容になりましたので、ここからまた皆さんといろいろお話をしながら、私も進められればよいというふうに思っております。

以上で、質問を終わります。

◇議長（石内國雄君） 以上で、一般質問を終了いたします。

◇

○散 会

◇議長（石内國雄君） 議事の都合により、明日9月3日土曜日と9月4日日曜日は、本会議は休会となります。

なお、9月5日月曜日は午前9時から本会議が開催されますので、議場にご参集ください。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時41分散会